

論 説

国際公共性と国際公共性諸学説（中）
—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—

紀 国 正 典

- I はじめに
- II 国際公共性と国民公共性（以上前号）
- III 国際公共性諸学説の検討
 - (1) 国際政治・経済学分野（以上本号）
 - (2) 国際法分野（以下次号）
 - (3) その他分野
- IV おわりに

III 国際公共性諸学説の検討

(1) 国際政治・経済学分野

これから国際公共性や国際公共財に関する諸学説を考察して上述のことを検証するとともに、それらのよりいっそうの具体化を進めるつもりである。そしてそれらの研究諸成果を継承して新たな検討課題を検出してみることにする。そのことで国際公共性に関する研究をより豊かにできることを期待するものである。

国際政治・経済学分野から始めるが、それらの分野には複雑多岐にわたった膨大な理論や所説があり、それらを網羅するには枚数的に無理があり、また必要でない。本稿の目的は、上述したように、国際公共性論にかかる研究成果や諸学説を検討することである。

国際政治・経済学分野において、国際公共性に関係した多数の重要な研究成

果を発展させてきたのが、いわゆるアメリカの国際政治経済学派（International Political Economy: IPE）である。これには、ネオ・リアリズムの潮流に属するといわれる霸権安定論者と、それと対照的なネオ・リベラリズムの潮流にある相互依存論者がいる。

ちなみに国際政治学分野において、リアリズム論者とは、国際関係は基本的にアーナーキー状態（無政府状態）であり、その行為主体（actor）である国家は国益をめぐって、とりわけ軍事的な安全保障をめぐって対立と競争状態にあるとみて、国際協調を否定する論者の総称である。これと対照的にリベラリズム論者は、国家だけでなく非政府組織、多国籍企業、国際機関なども国際関係の行為主体となりうることを認め、国家も一元的单一体ではなく政策領域によつては積極的な協調関係が発展するとみる論者のことである。1970年代にかけてこのリアリズム・リベラリズム論争が激しさを増したが、その後、この論争は、双方が歩み寄り、より時代的状況に対応して理論を洗練化させたのち、1980年代には、ネオ・リアリズムとネオ・リベラリズム論争となって再燃したが、その後収束したといわれている。いずれの方向で収束したかは議論を呼ぶところである。

ネオ・リアリズム論者は、国際的な制度や後ほど本稿で詳しく検討する国際レジーム（international regimes）によって国家間対立が緩和されることを認めるが国際社会は依然としてアーナーキーな状態にあり、国際関係は安全保障の分野はもちろん経済関係についても対立・競争関係にあるとみる。これに対してネオ・リベラリズム論者は、国家が国際関係における主要な行為主体であり利己的な行動をとることは認めつつも国際的制度やレジームの発展により積極的な国際協調が可能であるとの立場をとる。⁵⁾

これらのいずれについても多数の論客が参加して、きわめて多くの研究成果を残しており、理論的にも分化が進んでいるので、ここではその細部に立ち入らず、それぞれの代表的見解や共通項にしづらじめ検討を進めることにする。ただし、国際公共性に関する事柄については、詳しくその細部についても見てみることにする。

霸権安定論者の国際公共性論にかかる代表的な見解や共通点をまとめると、

次のようになる。⁶⁾

1) 政治的・軍事的・経済的に超大国である霸権国が国際公共財を供給することによって、国際的な政治・経済システムの安定や繁栄がもたらされる。

パックス・ロマーナ、パックス・ブリタニカ、パックス・アメリカーナ（アメリカによる平和）がその例であり、1930年代の大不況はイギリスやアメリカなどの霸権国が、国際公共財を供給する責務を果たさなかつことに起因する。

2) 国際公共財とは、平和・安全保障、航海・通商の自由と安全、市場の開放や自由貿易制度、資本不足国への資金供給や援助、国際通貨システムや固定為替管理、マクロ経済政策調整、金融不安の際の国際的な最後の貸し手としての役割、所有権の国際的普及、重量基準の国際的規格化などである。

なかにはパックス・アメリカーナというアメリカの霸権システムや秩序そのものが国際公共財であるとまでいう論者もいる。

3) 上記の国際公共財の定式化には、公共経済学のいう公共財の定義、いわゆる非排除性（利用を排除できないこと）と非競合性（ある人の消費が他の人の消費を妨げないこと）という二つの基準が国際的レベルで適用されている。

4) 霸権国は、国際公共財の費用負担の過大化や非霸権国のフリーライダー（ただ乗り）行動により衰退を余儀なくされ、そのことによって世界の政治・経済は不安定になり混乱をきたす。

このような霸権安定論者の国際公共財論を、われわれの国際公共性論（公共性三元論）の立場から検討すれば、次のように評価できる。

第1に、国際公共財の定義に関してであるが、そこで国際公共財であると定式化されているのは、霸権国が供給するか霸権国に所在する対象物を複数の関係国が国際共同利用するからである。したがって、「国際共同利用」という行為側面からだけで評価すれば、確かに国際公共財としての特性（属性）を備えているといえる。

第2にしかしながら、国際共同利用するのは霸権国によりその利用を許可された特定の複数国（特定の同盟国、加盟国、契約国）であるので、共同利用の地域的範囲という視点からみた国際公共性的性格は、限定されたものである。

この点を指摘して、霸権国の国際公共財は、会員制クラブが共同利用するよ

うな性格をもった「国際クラブ財」であるという意見もある。また、軍事同盟のように加盟国にとっては国際公共財であるとしても、非加盟国や敵対国にとっては非国際公共財あるいはマイナス国際公共財になることを指摘する意見もある。要するに共同利用の範囲的性格やその質的程度性から評価しても、その国際公共性的性格は低いといえる。⁷⁾

第3に、霸権国が提供しそれを特定国に開放する国際共同利用の対象物は、平和や航海の安全を保障する軍事力、通貨・金融、資本供給、自由市場などが挙げられており、自然的存在物ではなく、主に社会的存在物である。なかには、これらの総体をふくめて霸権国による秩序そのもの、例えばアメリカによる平和（パックス・アメリカーナ）を国際公共財であるという意見もある。

第4に、上記の国際公共財の定式化に、いわゆる非排除性（利用を排除できないこと）と非競合性（ある人の消費が他の人の消費を妨げないこと）が国際的レベルで適用されていることであるが、財の素材的特性として非排除性、非競合性を備えるものを公共財と定式化する誤りについては、筆者はすでに指摘した。

どういう対象物であっても共同利用する場合には、競合性が程度の差があれ発生するし、供給量を一定とおけば利用頻度が高まれば高まるほど、競合性が強まる。他人の利用を排除する私的財には競合性は存在しないが、共同利用にはその特性として競合性が内在する。すべての人に等量消費を可能にするには、費用と便益についての適切で高度な共同制御が必要となる。上述した国際公共財がそれぞれ現実に非競合性をもっているかどうかについては、はなはだ疑問が多い。また非競合性を素材的特性に求めた結果、国際公共財を例えば平和や秩序などの消費しても減らない感覚的雰囲気を漂わせている、漠然とした抽象的総称物にしてしまうのも誤っている。⁸⁾

第5に、霸権安定論者の国際公共財を「国際共同利益」の行為側面から評価すれば、その質的程度性は必ずしも高いとは限らないことである。

霸権安定論者は、霸権国の提供する国際公共財の利益がおおむね、関係国（同盟国、加盟国）全体に還元されることを前提にして（所与のものとして）理論を開拓する傾向にあり、現実に国際共同利益を生み出し還元されているの

かどうかという点での具体的な実証や測定基準の検討を曖昧にしている。これらの国際公共財が霸権国に特権的利益や利権をもたらしていることが多い。いずれにしろその具体的な検証が必要である。

以上の第4と第5の点については、後ほど紹介する見解が同趣旨のことを主張し、霸権安定論者の国際公共財論を鋭く批判しているので、後ほどもう一度この点に言及する。

第6に、霸権安定論者の国際公共財を「国際共同制御」の行為側面から評価すれば、その質的度数性がきわめて低い国際公共財であるといわざるをえないことである。この側面から厳密に評価すれば国際公共財の名に値しないといつても過言ではない。国際連合やIMFなどの国際組織は、加盟国の力や出資の大きい国に有利になっているとしても、一応、形式的に加盟国や出資国の意思が反映する仕組みを最低限にでも持っている。これと比較すれば、霸権国の提供する国際公共財の管理は、関係国や加盟国の共同制御の下に置かれているわけではなく、もっぱら霸権国の指揮・管理下にあるからである。

次に検討するのは、アメリカの国際政治経済学派のネオ・リベラリズムの潮流に属するといわれる相互依存論である。

相互依存論の代表的論客は複合的相互依存論（complex interdependence）を展開する。複合的相互依存論者の国際公共性論にかかわる見解を要約すると、次のようにまとめることができる。⁹⁾

1) 相互依存とは、戦後、通貨・財貨・人・情報などの国境をこえた移動や国際取引の飛躍的な増大によって、国家や国家内の行為主体がそれぞれ相互的な影響を受けるようになった状況である。

このような相互依存状況によって、次のリアリズム仮説は有効性を失ったと論者は批判する。それは、①一体的単位としての国家が国際政治の主要な行為主体（actor）であり、②軍事力が有効で効果的な政策手段であり、③国際政治の問題群は階層的であり、安全保障が高度で（high politics）、経済や社会的諸問題は低い位置（low politics）にある、この三つである。

これに代わって、これと対極的な複合的相互依存状況が現れた。それは、①多元的な経路（channels）で国際社会が結びついている。例えば、公式の外交

取り決めだけでなく非公式の政府エリート間の結びつき、非政府部门間のエリートの非公式の結びつき、さらに多国籍銀行や多国籍企業などの国家をこえた組織など、国家間関係、脱政府的関係（transgovernmental relation）、脱国家的関係（transnational relation）の増大である。②国家間の協議事項は、明瞭で一貫した階層性をもたない多元的な問題群で構成されている。国内政治上の問題と考えられるものも多く、国内諸問題と対外諸問題の区分があいまいになっている。③複合的相互依存状況が支配的である地域や問題領域では、その解決のために軍事力が行使されることはない。なお、いずれの仮説も理念型として示されたものであって、現実はこの中間にあると論者はいう。

2) 国際政治における分析概念として相互依存をとらえる方法が必要であり、そのためには相互依存がコスト（費用や損失）とパワー（power）を生み出すことに注目すべきである。

相互依存は、敏感性（sensitivity）と脆弱性（vulnerability）というコストを発生させる。敏感性とは、政策枠組みが変化しない場合にある国（ある）の政策変化によって他の国（他の）がこうむるコストのことであり、脆弱性とは、ある国（ある）の政策変化に対応するために他の国（他の）が政策変更せざるを得ないことにともなうコストである。

敏感性相互依存と脆弱性相互依存（とりわけ後者）は、パワー資源を生み出す。パワーとは、ある行為主体が、他の行為主体の（コストがかかるなどの点で）行いたくないことを強要できる能力であり、それによって結果をコントロールできることである。非対称的相互依存がパワーの源泉であり、敏感性相互依存度や脆弱性相互依存度の低い国家や行為主体がパワー能力をもつ。

したがって、相互依存によって自動的協調や相互利益が生み出される訳ではないし、利害対立がなくなるものでもない。先進国と途上国の間にも、資源生産国と消費国の間にも非対称的相互依存関係がある。現実は、完全な対称的相互依存と完全な非対称的相互依存の間の中間的な様々なケースの状況にある。

3) 国家や問題領域内のパワーの分布構造が国際システム構造を形づくり、それが国際レジーム（international regimes：以下、レジームと呼ぶ）を形成する基盤的要因となる。レジームとは、「行為様式を規則化させ、相互依存の効

果をコントロールするところのルール（rules）、規範（norms）、手続き（procedures）のネットワークあるいはそれらの公式・非公式の緩やかな集まり（sets）」である。

形成されたレジームは、今度は国家間や問題領域ごとの政治的・経済的交渉過程に介入し、交渉や決定に影響する。戦後発展したレジームは、発展途上国援助、環境保護、漁業資源保護、国際食料政策、国際通貨政策、多国籍企業規制、国際海運政策、国際貿易など多様な問題領域に広がっている。

4) レジームは四つの要因で生成し変動する。経済過程（economic processes）、全般的パワー構造（overall power structure）、問題領域内パワー構造（power structure within issue areas）、国際組織（international organization）である。経済過程は長期的要因であり、基本的には、全般的・問題領域内パワー構造が基盤的（潜伏的）要因であって、いずれも複合的相互依存における政治的交渉過程を経由して初めて、現実にレジームの形成・変動の影響力をもつ。また国際組織は議題の優先順位を定めたり、集票力やグループ連携などを通じて、問題領域における個々のレジームに大きな影響を与える。

レジーム形成・変動の基盤的要因を全般的・問題領域内パワー構造の変動に求めたので、この論者はレジーム変動の構造主義と言われるようになった。このことについては後ほど言及する。

5) 複合的相互依存論者は、そののち、アメリカによる霸権低下後も、レジームにより世界システムの安定が保たれるとの見解を表明するようになる。霸権が存在しなくとも、レジームの形成が可能であるとの理論をその機能的効果から組み立てたのである。これが、レジーム変動における機能主義と呼ばれる所以であるが、これについても後ほど検討する。

6) 相互依存論には、相互依存の管理方法として四つの類型を挙げる論者もある。それは国家行動のパターンについて、ルールにもとづくかそれとも国家の自由な裁量行動によるかを縦軸にとり、協力かそれとも独自行動かを横軸にとり、その組み合わせにより四つの類型を明らかにしたものである。国家の独自性も裁量性も強いのが「霸権」管理、ルールと協力にもとづくのが「レジーム」管理であり、ルールであるが独自の行動であるのが「相互主義」管理、協力行

動であるがルールまで至らなく国家の独自性が強いのが「政策協調」管理である。ここではレジームが狭く定義されているが、その後この論者は霸権もレジームにふくめ広く定義するようになる。またこの論者は、以上の相互依存の管理は、それぞれの国家の利益を全体の利益のために調整する方策であると規定する。¹⁰⁾

以上の相互依存論者の国際公共性論についても、われわれの国際公共性論（公共性三元論）の立場から検討すれば、次のような評価が可能である。

第1に、財貨、通貨、人、情報の国境をこえた移動の飛躍的な増加によって、国際システムの行為主体である国家間や国家内の国際行為主体間において国境をこえた共同利用諸関係が多様な問題領域で強まったとの認識、つまり国際共同利用諸関係が多面的な領域で地域的にも統合的にも強まったとの状況認識については、評価するものである。

第2に、相互依存によって自動的に協調や相互利益が生み出される訳ではなく、かえってそれによって利害対立が増大すること、さらに先進国と途上国との間に非対称的相互依存関係が存在することを指摘していることも評価できる。

国際共同利用諸関係は、非競合性ではなくその本来の特性として競合性的性格を内在させている。国際共同利用諸関係が増大すればするほど、競合性や利益対立が増大する。競合性とは共同利用関係において発生するところの、ある者が利益を得れば他の者が損失をこうむること、いわゆるゼロサム・ゲームとしての関係である。競合する双方がより高い共同利益を得るためにには（ポジティブサム・ゲームになるためには）、適切で高度な共同制御行為が必要となる。

第3に、相互依存という国際共同利用諸関係の多面化・高度化がレジームという国際制御行為を発展させるという理解は、重要であると考える。レジームとは、国際関係において国民国家や政府関係者などの行為主体の行動を何らかの方法で一定の目標にむけて制御することであって、それが国際共同利用関係の発展とともに生成・発展することに注目している点で、われわれはそれを評価するものである。

複合的相互依存論者が、通貨レジームと海洋レジームについて、その変遷を

歴史的実証材料として取り上げていることは興味深い。前者は国際的な相互連関性が高い社会的存在物であり、後者は自然的存在物であるが近年になって国際共同利用性が高くなり利害対立が強まったものであって、いずれも国際共同利用関係の高度な国際公共性対象物であるからである。

第4に、しかしながら相互依存論者には、一方ではパワーの強い国家が国際制御行為のルールを形成するという論者がおり、他方では、レジームは全体の利益のための制御行為であると最初から規定してかかる論者もいて、国際制御行為をその共同的性格からみた質的程度性やそれが現実に国際共同利益を実現させているかどうかという側面から、具体的・批判的に分析しようとはしないという問題がある。なお、これらの点については次に詳しく考察する。

上述したように、国際レジーム（international regimes）という概念やその研究は、広い意味でのわれわれのいう「国際共同制御」の行為側面に注目したものであって、その点をわれわれは高く評価するものである。

ただし、レジームについては、これまで見てきたことからも明らかのように、多くの意見や検討課題も多いので、それ自体を検討する必要がある。またそこでは国際制御行為の内容や定義、生成・変動・消滅の諸要因、存在・生成様式などについて多くの研究成果が発表されており、それらは今後さらに「国際共同制御」の行為側面から研究を深めるべき貴重な研究成果である。したがって、その研究成果については特別に考察が必要である。

この概念が1970年代半ばに提唱されて以降、リベラリズム論者だけでなくアリズム論者もふくめ多数の論客が参加して精力的な研究が行われ大量の研究成果が残されており、地球的規模での問題領域群の増大と拡大に促され現在でもさらに理論的な発展を続け、グローバル・ガバナンス論にまで至っている。本稿でそれらのすべてをつぶさに検討する余地はないので、その概要について紹介・検討するに止める。詳細な研究は今後の課題としたい。

レジーム論についての研究成果や論点は、次にみるように、レジームの定義、レジームの生成・変動についての諸理論（レジーム・アプローチ）、レジームの生成・変動の諸要因、レジームに対する態度、というように四つにまとめることができる。これらのそれぞれについて多様な諸学説や諸理論が出され、多

くの論争を巻き起こしてきたのである。¹¹⁾

第1に、レジームの定義についてであるが、これについては諸説紛々として多様な見解がある。

レジームを広く定義する見解は、国際関係においてパターン化された行為様式（patterned behavior）あるいは規則化された行動様式が確認できれば、そこにはなんらかの原理・規範・ルールのようなものがありレジームが存在するという。これと対照的に狭く定義するものには、国際制御行為における制度化や機構化と区別するため、レジームを、明示された政府間協定に限定しようとする見解もある。また前述したように複合的相互依存論者のレジーム定義もある。

ネオ・リベラリズム論者だけでなくネオ・リアリズム論者も同意して一般的に定着したと評価されている定義が次のものである。

「レジームとは、国際関係の特定の領域において、行為主体（actor）の期待を收れんさせていくところの、黙示的あるいは明示的な、原理（principles）、規範（norms）、ルール（rules）、意思決定手続き（decision-making procedures）の集まり（sets）と、定義することができる。原理とは、事実、因果関係、公正についての信条（beliefs）である。規範とは、権利と義務の観点から定義される行為の準則（standards）である。ルールとは、行動に対する許可や禁止などを定めた具体的諸規定である。意思決定手続きとは、集合的選択を決定しそれを実施するための支配的な慣行である。」¹²⁾

この定義は、上述したようなそれまでに出された多様な意見やネオ・リベラリズム論者だけでなくネオ・リアリズム論者の意見もふくめできるだけ包括的に盛り込もうとしたものである。したがって、レジームについて、ここでいう原理、規範、ルール、意思決定手続きという四つの要素がすべて明示的に該当する必要性はないし、これらの要素のいくつかが黙示的に国家や政府の行動を方向づけていたり拘束していることが確認されても、レジームが存在するということになる。このように、これはレジームの範囲をかなり広く定義しようとしたものである。

明示的な性格をもつレジームについては、例えば国際機関（政府間国際組織）

を創設する際のことをイメージすれば、上記の定義は明解なものとなる。原理とは、目標とする価値理念を表した憲章とか宣言、設立理念などのことであろう。規範とは、より具体的に加盟国の権利や義務を定めた協定のことだと思う。さらにルールとはもっと具体的・実務的に定められた条文や条項のことであろうし、意思決定手続きは、加盟国による会議の開催方法や手続き、投票手続きなどの決定方法についての手続き事項である。多国間条約や二国間条約が締結される場合についても、上記の要件が条約に盛り込まれるのが通例である。

しかし、上記の定義は、そこまで成熟・発展していないもの（上記の四つの要素をすべて明示的に満たしていないもの）や黙示的な性格にとどまるものについても、レジームに含めようとするのであって、その点での線引きについては曖昧さが残る。

このような不明瞭さがあるが、この定義が、国際制御行為についてその内容や実体についての判断を差し控え、その形式的な行為様式に注目し、形態的規定に留めたことについては意義がある。なぜなら、中央集権政府をもたず多様な主権国家によって構成されている国際社会においては、国際制御行為は、関係国の利益や力関係、歴史的・民族的な国家間関係さらに問題の重要性についての認識や利害関係などが反映して、きわめて複雑で流動的で多様な様相を示すからである。

第2に、レジームの生成・変動についての諸理論（レジーム・アプローチ）についても、定義と同様に多様な諸学説がある。ある論者の分類にしたがえば、構造主義（Structuralism）、機能主義（Functional theories）、ゲームの理論主義（Game-theoretic approaches）、認知主義（Cognitive theories）などが代表的な理論である。¹³⁾

構造主義とは、支配的なパワー（power）が存在するときに、そのパワー構造によってレジームが創造され維持されると説明するものであって、その衰退はその弱体化を招くという理論である。前述したネオ・リアリズムの霸權安定論はレジームという用語を使用していなくても、当然この理論にふくめられる。他方、ネオ・リベラリズムであった複合的相互依存論も全般的・問題領域内のパワー構造においてより強力な国家が弱いものを支配し、ゲームのルールを決

定すると主張するので、構造主義にふくめられる。

機能主義は、レジームの生成要因を、レジームがコミュニケーションの場を提供するなどの作用で、情報や取引費用を軽減し、期待や予測可能性を増大させ、不確実性を低下させる効果があることに求めるものである。したがって、霸権国家によって創造されたレジームが、霸権衰退後も生き残りができるのは、その機能的效果があるからだという。

ゲームの理論主義は、競合した利益関係に立ち自己の利益の最大化を追求する行為主体が、共倒れ（囚人のジレンマ）にならないように、次善の策として協力行動をとる戦略的行動パターンをゲーム・マトリックスで説明する理論である。支配的なパワーが存在しないときにも、なぜレジームという協力行動がとられるかを説明することができる方法であって、リアリストのいう無政府的な状態でも協調行動が生じることを説明できるメリットがあるといわれているものである。

認知主義とは、レジームの生成・変動についての要因を、知識（knowledge）や学習（learning）、信条体系（belief systems）、イデオロギー（ideology）などで説明しようとする論者の総称である。それは、協調行動を、イデオロギーや行為者の価値観、問題の相互依存性についての行為者の信条、目標実現に向けて彼らが利用できる知識水準によって、説明しようとするものである。協調行動は、関係者の理解度や情報処理能力そして学習によって影響を受けるという。行為者の学習の重要度に注目することによって、他の三つの理論と比べて、レジームの進化や変動の説明が容易となるメリットをもつと評価されているものである。

これ以外に、レギュラシオン学派のレジーム論があるが、それはレジームの存在と上述した一般的な定義は受け入れるが、その形成は各国の蓄積体制によって形づくられた国際諸関係とそれによって形成されたヘゲモニーの性質によって決まるというものである。蓄積体制という独自の分析軸をもっているが、レジーム形成要因からみれば、レジーム論の構造主義にふくめても構わないものである。¹⁴⁾

以上、ある論者の分類を中心としてレジームの生成と変動についての諸理論

を概観してきたが、その論者はいずれについても理論的・実証的難点があることを指摘する。しかしこれは、次にみるレジームの生成・変動要因についても同様にいえることであるが、一つの理論や要因で説明できないほど、現実の国際共同制御行為が、歴史的にも多様で複雑な要因がからんで生起し運動するからであって、それは国際システムが主権国家の複合的・相互作用的な構成体であることに起因する。このことについてはすでに定義の検討のところで述べた。

この点で、レジーム分析は、レジームの存在様式を次の四つの視点から具体的・実証的に分析すべきとの意見があるが、レジームの具体的な形態分析には欠かせない方法である。それは、①レジームの強制力 (strength), ②レジームの組織形態 (organization form), ③レジームが取扱う問題領域の範囲 (scope), ④レジームによる資源分配方法 (allocational mode) である。¹⁵⁾

第3に、レジームの生成・変動の諸要因をどうみるかについても多様な意見がある。これはすでに上述した諸理論においてそれぞれレジーム生成・変動要因として説明されていたものであるが、これをある論者は次のように細かに整理する。¹⁶⁾

それは、①政治的・経済的パワー (political · economical power), ②利己的私益 (egoistic self-interest), ③規範・原理 (norms and principles), ④慣例・習慣 (usage and custom), ⑤知識 (knowledge) の五つである。大きく分類すれば、パワー、私益、価値観 (values) の三つになるという。

また、レジームの生成様式の違いから、レジームを、強制的レジーム (imposed regimes), 交渉的レジーム (negotiated regimes), 自発的レジーム (spontaneous regimes) と三つに分類する見解もある。¹⁷⁾

第4に、レジームを認めるか認めないか、さらに「レジームは重要か？：Do regimes matter?」にかかる諸学説である。

レジームは、国民国家の枠組みをこえた制御システムであるので、国際システムを国益で対立した無政府社会であると考えるリアリズム論者は、当然のことながらレジームを否定する。さらに、レジーム概念について、それは①アメリカの霸権衰退にもなう一時的な流行現象、②曖昧で不正確、③変革や公正よりも秩序志向的、④国際協調と対立の不斷に変化する現実を静態的に解釈、

⑤国家中心的パラダイムに根ざしている、との五つの理由で、レジームの意義や有効性を否定ないし認めない論者もいる。¹⁸⁾

いずれの論者もレジームの存在や意義を認めないのであるが、後者の論者が、レジームを批判しつつ「誰が何を獲得したか：who-gets-what」に注意を向けるべきだと主張していることは、レジームなどの国際関係は「国際共同利益」の側面からその質的程度を具体的に検証すべきであるとして警鐘を鳴らしたものと評価もできる。

レジームを認める立場の論者について、レジームに対する態度という視点から諸理論を整理すれば、覇権やパワーによってレジームが創造されるとする構造主義はレジームに対して消極的立場をとる。機能主義は覇権衰退後もレジームが存続することを主張する点ではそれよりも積極的であり、ゲームの理論主義は覇権がなくてもレジームが生じるとみる点でより積極的である。さらに、認知主義には、レジームを国際関係に普遍的な現象であるとみて積極的な立場や主張をとる論者が多い。

このようにレジームに対する態度を否定から積極的な立場までに整理してみると、それは、国際システムを、国益をめぐる「万人の万人に対する闘争」とみるホップズから、国際法や道義にもとづいた法秩序にあるとみるグロティウス、そして永久平和のための万国公民法を構想したカントまでの幅をもった思想的立場とも関係しているといえるのである。

以上のようにみてくると、われわれはレジームに関する諸理論・諸学説の位置づけと体系を、おおまかに（厳密にみればもっと複雑に分化しているが）、表1のようにまとめることができる（次頁の表1を参照のこと）。

そしてこれらのレジーム論における理論的試みは、本稿の第Ⅱ章「国際公共性と国民公共性」で提起した、統合度でみた国際共同制御行為のさまざまな存在や動態を、理想と現実および理論と歴史という視点から解明しようとしたものであるといえる。さらにそれは、多様な国民国家の複合的・相互作用的構成体としての国際システムのあり方や構造そしてその運動法則を、理想と現実および理論と歴史という複眼的角度からどうとらえるべきか、という人類の創造的営みを解きあかす根底的な課題とも関係しているのである。¹⁹⁾

表1 国際レジーム論の諸説と体系

思想的立場	レジームに対する態度	レジームの生成・変動についての諸説	
		諸理論(a)	諸要因(b)
理想主義：リベラリズム (カント)	↑ 積極的	認知主義(c)	知識（イデオロギー・信条） 慣例・習慣 規範・原理 利己的私益
法と秩序 (グロチウス)	↓ 消極的	ゲームの理論主義 機能主義 構造主義 (霸権安定論)	権力（政治的・経済的）
ネオ・リアリズム			
現実主義：リアリズム (ホップズ)	否定		

出所：筆者作成

注：(a) S. Haggard と B. A. Simmons の分類による。

(b) S. D. Krasner の分類による。

(c) 認知主義者はレジームを積極的に認めるが、進化論的認識主義の立場をとる論者もいるので理想主義に入るには限定が必要。ただし特定の価値理念を理想とするレジームを構想する論者は理想主義により近い。

ただし、われわれのみる限りでは、これまでのレジームに関する研究成果は国際制御行為の生成・発展・変動などの動態的諸要因の検討を中心であって、次のような視点からの研究や考察が弱いと考えられる。

第1に、「国際共同制御」の質的度合いという側面、つまり制御の共同的・民主主義的性格という視点からの評価や考察が総じて弱いということである。形態的分析だけでなくこの側面からのレジーム分析も重要な課題である。

第2に、国際制御行為が「国際共同利益」を現実に実現させているかどうかの視点からの評価、つまり国際共同利益の行為側面との関係での評価や考察が総じて弱いということである。前述したようにレジームを全体の利益（共通の利益）のための制御行為であると最初から規定してかかる論者も多い。レジームが、どのような、そしてどの程度の国際共同利益を実現させているのかを具体的に評価すること、さらにその具体的な評価方法と測定基準の検討が重要な課題になる。

ただし、レジーム・アプローチの認知主義に一括された論者の中には、レジームの目標に特定の価値理念を提起しているものもある。この論者は、そのアプローチを有機体的方法論（organic metaphors）あるいは進化論的認識主義（evolutionary epistemology）と呼ぶ。²⁰⁾

それによれば、レジームとは人間と自然、文化との相互作用を理解しようとする方法であって、人間の国際共同のあり方を過去から未来の幅で研究することである。その方法論として四つの価値理念が提起されている。それは、公平性（equity）、効率性（efficiency）、生存（survival）、生活の質（quality of life）である。有機体的方法論に基づいてこの価値理念を追求している思想には、平等主義（Egalitarianism）、生態環境主義（Eco-Environmentalisms）、生態改良主義（Eco-Reformism）がある。

例えば論者は、海洋レジームを例にとって、「人類の生存」を最高価値とする組み合わせによる海洋法レジームについて、原則：すべての海洋資源の利用・保護の総合的な計画設立、規範：資源の計画的利用・収益の割り当て・戦争行為の禁止、規則：持続的生産性の基準・多国籍企業の規制・その他を提起し、「平等」を最高価値とする組み合わせによる海洋法レジームについては、原則：第三世界を豊かにすること、規範：海洋資源の再分配・周辺国の管理下の海洋資源の保護、規則：深海底資源の公有財産化、多国籍企業の技術の共用、工業化諸国による海洋調査や深海底利用の制限などを提起している。

論者は、上記の価値理念を追求していても自然や生態環境との共生的・有機的関係を視野にいれないマルクス主義的平等主義（Marxist egalitarians）、自由主義（Liberals）、重商主義（Mercantilists）、基本的人間のニーズ論（Basic human needs）や、そもそも価値理念をもたない国際政治学の主流派（Mainstreamers）を、論者がいうところの機械学的方法論（mechanical metaphors）であるとして批判する。

論者は進化論的認識主義（evolutionary epistemology）の立場をとるので、人間の問題解決の一つの様式であるレジームの創造には、政治・文化・自然の連関性（linkages）についての学習（learning）が欠かせないこと、そしてその学習や合意的・集合的理解の歴史的進展度によってレジームが決定されると

みる。

論者のいう自然や生態環境との共生的・有機的関係を視野にいれた公平性、生存、生活の質という価値理念については、後ほど検討する「国際共同利益」の価値理念とも共通するものであり、また地球環境という高度な国際公共財の利用制御をともなう必要性を示したことは評価できる。しかも国際共同利益を目標にした国際共同利用を実施するには、レジームという国際共同制御行為が必要であることを具体的に示した点で説得性が高い。また、持続的な国際共同利益を生み出せる国際共同制御行為の創造は、人間の集合的な理解や学習能力に依存しているという指摘は重要である。しかしそれをどう高めることができるかについては論者は語らない。

なお上述したように、国際レジーム論は、現在ではグローバル・ガバナンス論にまで発展しており、その視点からの研究成果の検討も必要である。しかしグローバル・ガバナンス論は、国際政治学・経済学だけでなく国際法分野などの諸分野もふくめた学際的な性格をもっているので、本稿では、(3) その他分野、において検討することにする。

国際経済学の分野には、上述した国際政治経済学派（IPE）の霸権安定論と相互依存論双方の理論およびそのイデオロギー的性格を強く批判した研究成果がある。²¹⁾

それは、霸権安定論者のいう国際公共財は、非排除性や非競合性という国際公共財の特性を備えていないばかりか、その実体は霸権国の私的財であってその利益はもっぱら霸権国に帰属することを、アメリカがドル基軸の国際通貨制度を自国の赤字補填に利用していることや政策協調の実体がアメリカのためのマクロ経済調整であることなどを、具体的に実証して示したものである。

霸権的地位から後退しつつあるアメリカが、戦後自らが構築を主導した国際システムを自本国本位に活用すること、これを論者は、「国際公共財の私的財化」と命名し、それが国際公共財論を隠れ蓑にして進行することに強く警鐘を鳴らす。

他方、相互依存論やそのレジーム論は、国際公共財の共同供給もありうるとし、とくに霸権衰退後に主要諸国間の協力で既存システムを維持できる可能性

を強調しているが、それもまた、アメリカの霸権後退を救済するために同盟国に負担配分（バードン・シェアリング）を求める根拠にされたり、そのようなイデオロギーに利用されることに論者は警戒感を強める。

衰退しつつある霸権国は、霸権安定論に依拠して霸権存続の必要性を訴えつつ、相互依存論にもとづいて他の主要諸国に国際公共財（霸権国の私的財という色合いが強い）の負担分担を求める、というようにアメリカの霸権救済のためのイデオロギーとして（バードン・シェアリングの合理化のために）好都合良く使い分けられる。霸権安定論と相互依存論のいずれが正しいというのではなく、二つの国際政治経済学は（IPE）のイデオロギー性や実践的性格を見抜くべきであるというのである。

以上の研究についてわれわれの立場から検討すれば、国際公共財であるか否かの判断は、あるいは国際公共性があるかどうかは、われわれのいう「国際共同利益」の側面から、その具体的な質的度を厳しく現実的・実体的に判断すべきであることを、批判的に示した研究成果として評価できる。

国際政治学の分野にも、われわれのいう「国際共同利益」の側面から国際公共性をとらえようとした先駆的な研究成果がある。²²⁾

それを要約すると次のようにまとめることができる。

1) 国家の利益・国益中心の政治や政治学は限界にきておりもはや有効性を失っている。これを国際社会全体の利益を表す「国際公共利益：international public interest」と国際公共財という概念によって修正する必要がある。国際公共利益と国際公共財について万人を納得させる定義は困難であるとしてもこの概念は重要であり、この概念にもとづいて国際政治や国際関係論を再構成する必要がある。

2) なぜなら地球社会の有限性が明らかになり、それとともに地球構成員の相互依存関係や一体性が増大しているからである。それは、①核兵器の登場によって国家が「条件付き相互生存可能性」のなかに置かれたこと、②地球の物理的有限性（資源、食料、環境など）が明らかになったこと、③地球環境汚染が深刻になり一体性が強まったこと、からである。

3) ところが国際システムは国際公共利益を増進させ国際公共財を管理・運営

する世界政府のような公的主体を欠いており、依然として主権国家がその役割を果たさざるを得ないジレンマ状態にある。このため新たに「国際政策」という概念を導入する必要性が生じる。国際政策とは、主権国家が従来の外交政策の基本にあった国家利益の内容を修正・限定し、国際公共利益を増大させるために実施する対外政策のことである。

なお、論者は、先進国に限られているとの限定の上で、万国郵便連合など複数の国家を構成員としてその構成員の共通利益の実現をはかる国際的（international）な組織や、国境横断的（脱国家的：transnational）な連合組織が増大していることに、新しい国際システムの変化も読みとろうとする。

この見解にまず注目すべき点は、「国際共同利益」が概念としてもそして実体としても存在することを提起したことである。そしてこの国際共同利益を増進させることに国際公共財的性格を求めるようとしたことである。この研究が「国際共同利益」という概念を使用している訳ではないが、そこで使われている「国際公共利益：international public interest」という概念は、われわれが使用している「国際共同利益」と同様の内容であり、しかも英訳語についても同じものが当てられている。

加えて評価すべき点は、この研究が、この「国際公共利益」の存在形態について、人間集団やその集団の規模そしてその地域的範囲が広がるにつれて、あるいはそれらを統括しているシステムがより上位になるのに応じて、それぞれに対応したそれぞれの共同利益が発生することを説いていることである。このことについてこの論者は大要次のようにいう。

国内政治過程の単位となるのが「個人の利益」（private interest）であるが、その上に「集団利益」（group interest）という単位があり、さらに個人・集団利益を包含する概念として国家社会全体の利益を意味する「公共利益」（public interest）があるという。これがさらに上位のシステムに進むと、国際政治システムの単位としての主権国家には「国家利益」が、さらに国家の集団（たとえば同盟や地域的な国家連合など）や国家以外の機能別・地域別な組織の国境を越えた連合体に対応して「国際的（あるいは脱国家的）集団利益」が、そして最終的には、国際社会全体の利益を意味する「国際公共利益」を想

定できるとのことである。さらにその上に最上位システムとして、「世界社会」(world society)あるいは「地球社会」(global society)と呼ばれるべきものが構想でき、それらに対応する利益は「世界利益」(world interest)あるいは「地球的利益」(global interest)と呼ぶことができるという。²³⁾

このように共同利益は、その関係範囲、地域的範囲、さらにその利益の帰属範囲によって地域的、階層的そして重層的に多様な形で存在する。さらにそれが国際的な規模の国際共同利益へと広がれば、その国際的な関係範囲や地域的範囲さらにその利益の国際的な帰属範囲によって、国際的な広がりで広域的、階層的そして重層的に多様な国際共同利益が存在することになる。このことは論者の優れた着眼点である。また、前述したように、すでにわれわれもこれまでの理論的方法を発展させて到達した仮説でもある。

ただし、論者は「世界利益」あるいは「地球的利益」という概念は論理的に想定しただけであるとし、それを用いずに、あえて「国際的公共利益」という概念を使用するという。なぜなら世界利益を追求できる単一の行動主体（世界政府など）が現実に存在しないし予期しうる将来そのような主体が出現する可能性がないと考えているからである。²⁴⁾

しかしながら、最も広域的な存在である地球的利益のような国際共同利益が、それを一元的に管理・制御できる組織的な実体を伴わないとしても、それがそのものとして様々な質的程度や水準で存在することは間違いない事実である。国際共同制御の主体や組織的展開によって国際共同利益の質的程度や水準が左右されるとしてもである。なお、論者は、国際共同利益の範囲性について検討しているが、共同利益の質的程度性や水準については、内容に含まれ理論展開されているとしても、直接にふれられていない。

国際公共財的視点を政治学に導入すべきと論者が考える契機になったのが、二つ目に要約した「有限地球」という概念であり、それによって引き起こされた地球構成員の相互依存関係や一体性の増大である。平和、安全保障、資源、食料、環境、地球環境汚染などがその例として挙げられており、これによりある国や住民の活動や行動が他の国や住民の生活や生存に影響を及ぼす程度がはるかに強まっているという。つまり地球社会に居住する国や住民相互に地球社

会の共同利用者としての関係が強まっていることを示しており、地球社会の構成員間の国際共同利用性や国際共同利用関係の高度化が提起されている。論者が国際公共財あるいは国際共同利用の対象財について具体的に分類・整理しているわけではないが、国際共同利用という行為側面が強まっていることを、「国際公共利益」を提案する根拠にしているのである。

このようにこの研究は、国際公共財あるいは国際公共性を、「国際共同利用」という行為側面からもたらえる必要があることを教えている。

三つ目に要約したように論者は、国際共同利益を増進させるための主体と方法について、検討を加えている。そこでは国際公共利益を増進させ国際公共財を管理・運営する公的主体の必要性を訴えているが、現実には依然として主権国家がその役割を果たさざるを得ないので、国家利益の内容を修正・限定して国際公共利益を増大させる「国際政策」を提起しているのである。また、万国郵便連合など複数の国家を構成員としてその構成員の共通利益の実現をはかる国際的組織や国境横断的・脱国家的な連合組織に、新しい国際的管理組織の萌芽をみようとしている。

このようにこの見解は、国際公共財を管理・運営する方法や主体にも言及しており、国際公共性を、「国際共同制御」の行為側面からもたらえる必要があることを教えている。

以上の検討から、この研究は「国際共同利益」を出発点として国際公共財をとらえようと試みたものであるが、その理論展開をみれば、「国際共同利用」や「国際共同制御」の行為側面についても言及し、国際公共性を三つの行為側面からとらえるべきことを示す結果になっている。それは、まず国際公共利益という「国際共同利益」の存在を積極的に提案するのであるが、それに注目すべき理由は「国際共同利用」関係の高まりであり、そしてこの国際共同利用が国際共同利益を増進できるようにするために「国際共同制御」が必要であるという展開である。この理論展開は三つの行為側面の相互連関性を教えている。

国際政治学の分野には、グローバルな価値理念を追求し、「国際共同利益」の内容をより具体化しようとしたと評価できる研究成果がある。²⁵⁾

この論者は、国際会議や国連などの国際組織でのグローバルな対話過程を具

体的に検証し、そこでこれまでに合意されてきたグローバル価値理念といえるものを、次の八つの価値にまとめる。それは、①国際平和、②民族自決、③国家開発、④国際経済における公平、⑤国家の自治と自助、⑥生態系のバランス、⑦人間の基本的ニーズ、⑧参加、この八つである。

ところがこの価値を追求しようとした結果、かえってその価値実現の脅威となり、それと対立的になってしまった価値があり、それは次の七つものであるという。それは、①暴力（軍事力などの直接的暴力）、②権威の集中、③貧困、④蓄積、⑤巨大性、⑥技術、⑦国家、この七つの対立的価値である。

これらの矛盾を解決するためには（論者のいう価値弁証法）、次の六つの価値テーマについての明確化と合意形成が新たに必要であるという。

それは、①生命の価値、②あらゆる人間が基本的なニーズを満たされる生活の価値、③人々が自己を同一化したいと望む人間集団の自治と自助の価値、④諸集団間の公平を保障する社会構造の価値、⑤グローバルな諸問題や外交政策もふくむ人々の利益に影響を与える諸決定にすべての人々が参加することの価値、⑥人間と環境との関係のバランスの価値、この六つである。

そしてその根底には、人類が全世界的な規範として永続的に探求していくべき次の四つのが存在するという。それは、①人間の生命の保全探求、②人類の居住空間の保全探求、③全人類が世界の資源を共有できるようにするための探求、④全人類が個々人の創造的可能性を開発できるようにするための探求である。③と④は交通と通信の高度化によって、新たな課題になったものであるという。

論者は、これらのグローバル価値を実現させる方策について具体的な提案はしていないが、世界の人々を世界の統治に参加させること（グローバルな諸問題におけるより広範な参加）そしてグローバルな参加をめざす教育が、その実現に向けて革命的な力をもつという。これ自体は上述した価値理念の一つに上げられていたものであるが、われわれの立場からは「国際共同制御」行為にふくめられるものである。

グローバルな参加とそれに向けた教育・学習は、「国際共同制御」行為の高度化を提起したものと理解できる。またこの部分を除いた価値理念は「国際共

同利益」の内容をさらに具体化したものと評価できる。

さらに国際政治学分野には、「人類益：ヒューマン・インターレスト」という概念で、「国際共同利益」の内容の具体化を目指そうとしたと評価できる研究成果がある。²⁶⁾

それは、主権国家や『国益：ナショナル・インターレスト』を中心としてきた従来の国際政治学は有効性を失っており、それを「人類益：ヒューマン・インターレスト」と名づけることができる新しい概念によって、再構成すべきことを提唱したものである。例えば「安全保障」の概念にしても、個別国家の安全保障ではなく、全人類生存のための安全保障と考えるべきだという。

この論者は、「人類益」とは人類共通の価値であって、その達成は全人類が協同してはじめて可能となるという。「人類共同体」に最小限度絶対必要なものとして、次の四つの普遍的価値理念が示されており、これらの価値理念を実現していくことが「人類益」の基本なのである。

人類共通の普遍的価値として示されているのは、①「世界人権宣言」や「国際人権規約」で提唱された人間一人一人の人権という普遍的価値の実現。すべての社会的価値は究極的にこの人権に收れんしていく。②世界平和と核兵器をふくむ軍備の完全撤廃、③飢餓や貧困それに経済的・社会的格差の廃絶、④人類の生存の条件を保障するための地球環境と生態系の保全、この四つである。

前述の論者のいう価値理念も、国際共同制御にかかわる価値を除いて大きく分類すればこの論者と同様のものになるので、「国際共同利益」の具体的な内容はこの四つに集約できるものと思われる。

1948年の「世界人権宣言」や1966年の国連による「国際人権規約」の採択において、人権は人類の普遍的価値として認められるようになったが、「人類共同体」の価値とは理解されていなかった。しかし、次のような国境をこえたグローバルな動きが「人類共同体」意識の形成を助長し、人間個人に認められていた普遍的価値も「人類共同体」の価値へと転換していくこうとしていると論者はいう。それは人類共通の危機、交通・通信機関の発達、人間の超国境的往来の激増、国家間の相互依存・相互浸透・相互影響力の進展、脱国家的・超国家的組織の発達、国連その他の国際機構の機能と役割の增大、地球を人類共存の

惑星とみる世界観の普及、地球的規模の問題を討議する国際会議やシンポジウムの蓄積、反核・反戦集会にみられる国際舞台への市民による参加の増加などである。

ただし、論者は「拷問禁止条約」の推移を検証し、それがそれを批准しない国には効力を発揮しないことやその行使には当事国の同意が必要であるなどの国益や国家主権上の制約があることを嘆き、上記の人類益の完璧な保障のためには、国家や国内法そして国際法よりも上位に位置しそれらを全般的に支配する、より高次の法である「人類法」を考案するしかないという。これは、哲学者カントが説いたいわゆる「万国公民法」の構想である。

人類法は、われわれが前述したところの、「国際共同制御」行為について統合度数と地域的範囲度数でみたときの最高の発展段階に属するものであり、世界国家の成立を前提とするものであって、現状をみるとその実現は容易なことではない。個々の条約についてもすべての国が批准し、その履行に強制的義務が伴うようにするには、強力な人類共同体意識に後押しされた国際世論が必要になる。

論者は実現条件としてグローバルな政治・経済・文化・交流・参加や国際組織の発展などを示しているが、これはグローバルな人類共同体意識を形成する側面ばかりでなく、複合的相互依存論者が指摘したようにそれが国民国家やそれ以外の国際行為主体間の利害対立やグローバルな競争・対立関係を強めるという側面もある。これがもたらす負の側面をどう解決していくのか、そのための課題には大きいものがある。しかも人類法が「国際共同制御」や「国際共同利益」の質的程度や水準でみて高度なものになるかどうかも保障の限りでなく、それに向けての人類の試行錯誤的な創造的試みが続けられることになろう。

なお、このようなカント的立場に基づいてその具体化を目指し、理論的な研究を進めているものに、世界秩序システム・プロジェクトなどによる研究成果がある。しかし枚数が尽きてしまったので、この検討については今後の課題としたい。²⁷⁾

「国際共同利益」という概念については、国際法の分野にさらに多くの重要な研究成果があるが、これについては国際法の分野の研究に移ってから検討す

ることにする。

国際政治学・経済学分野については、まだまだ検討しなければならない貴重な研究諸成果があるが、上述したように枚数制限に達してしまったので、残念ながらこれについても今後の検討課題としたい。²⁸⁾

注)

5) リアリズム・リベラリズム論とその論争については、次の叙述に依拠した。ただし、そこでは、ネオ・リベラリズムに対しては、制度を重視する点を強調してネオ・リベラル・インスティチューションализムという名称が当てられている。佐藤英夫 [1994] 「システム変動期における国際協調」 pp. 2~3。

石黒馨氏は、これらの論争がロバート・コヘインの著書：*After Hegemony* で収束したという。そこにおいてコヘインが国家は合理的な利己主義者というネオ・リアリストの前提を容認したため、論争はネオ・リアリズムへの統合という方向で収束したと一般に評価されているが、氏は、「ネオ・リベラリズムにとってはより厳しい前提のもとで、国際協調の可能性を論証したという点では、論争はネオ・リベラリズム優位の形で終結したといえるだろう。したがって、ネオ・リアリズム統合という評価は一面的であり、ネオ・リベラリズム統合という評価もできる」という。R. O. Keohane [1984] *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (邦訳：ロバート・コヘイン、石黒馨・小林誠訳 [1998] 『霸権後の国際政治経済学』、訳者あとがき、pp. 333~334)

リアリズム（現実主義）については、その理論が単純化されてしまい誤解されている面が多いと指摘する声もある。大畠英樹 [1989] 「現実主義——『モーゲンソーとの対話』を中心に——」。なお、これらの理論全般を知るには、有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編 [1989] 『講座国際政治1 国際政治の理論』、浦野起央 [1997] 『国際関係理論史』、さらに後述する坂井昭夫氏の多くの業績がある。

6) 広い意味での霸権安定論には、中心、準周辺、周辺という三層構造のシステムで霸権をとらえようとするウォーラースteinの世界システム論と霸権の長期サイクルを問題とするモデルスキーモデルの霸権循環論が含められる。I. Wallerstein [1984] *The Politics of the World-economy: The States, the Movements, and the Civilization* (邦訳：イマニュエル・ウォーラースtein、田中治男・伊豫谷登士翁・内藤俊雄訳 [1991] 『世界経済の政治学』)、田中明彦 [1989] 「世界システム論」有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』、[1989] 『世界システム』、G. Modelske [1987] *Long Cycles in World Politics* (邦訳：浦野起央・信夫隆司 [1991] 『世界システムの動態：世界政治の

長期サイクル】)。

本稿で取り上げる霸権安定論は、霸権による世界政治経済の安定をとりわけ強調する論者のことであり、その先駆者たる国際経済学者のキンドルバーガー、さらにネオ・リアリズム論者のギルpinである。キンドルバーガーの国際公共財論については、C. P. Kindleberger [1986] “International Public Goods without International Government” に詳しく述べられている。またその内容は、C. P. Kindleberger [1988] *International Economic Order: Essays on Financial Crisis and International Public Goods* という単行本に再録されている。

ロバート・ギルpinは次のようにいう。「私の見解は、霸権国は自由主義的な国際経済の存在にとって必要であるということである。そのような経済が集合財であろうと、国家の特定のグループによって共有される私的財であろうと、歴史的経験によれば、自由主義的な大国が存在しなければ、経済上の国際協力を実現し、維持することは極端にむずかしく、紛争が解決のための手段となってきた。……(中略：紀国)……イギリスは自国の国力と利益のために19世紀の大部分の間、開かれた、統合された世界経済を維持しようとした。しかしイギリスの霸権が後退するにしたがい、自由主義的な世界経済の運命も衰退した。第1次世界大戦の勃発にともない、自由主義的な世界経済は崩壊した。大戦後も、経済ナショナリズム、『近隣窮屈化』政策、帝国主義的拡張競争が拡がることにより、自由主義的なシステムを復活させる努力は失敗した。現在アメリカの霸権の衰退にともない、保護主義と経済ナショナリズムがふたたび自由主義的な経済秩序を脅かしている。」 R. G. Gilpin [1987] *The Political Economy of International Relations* (邦訳：ロバート・ギルpin、佐藤誠三郎・竹内透監修・大蔵省世界システム研究会訳 [1990] 『世界システムの政治経済学』 p. 89)。

石黒馨氏は、霸権安定論を、「慈善的指導モデル」と威嚇権力をともなう「強制的指導モデル」に分類し、前者の代表がキンドルバーガーであり、後者にギルpinやクラズナーを挙げている。石黒馨 [1998] 『国際政治経済の理論：霸権協調論の構想』 第2章。

吉田和男氏は、パックス・アメリカーナというアメリカの霸権システムが、国際公共財であることを、次のように説明する。

「軍事一通貨一貿易一援助のリンクは『規模の利益』の存在を媒介して、相互に依存してパックス=アメリカーナという国際公共財を形成し、この下で西側諸国は
 ①核の傘に入ることで安価に安全保障を手に入れ

②ドルを使うことで為替リスクを回避して貿易、投資を円滑に行い為替レートと経常収支安定を図ることで国内の経済安定を享受できた。

③また自由貿易体制によって貿易の利益を得、

④米国の援助によって広範囲な開発途上国を西側に取り込み、安い一次産品の確保を行うとともに、開発途上国への経済発展によって利益を受けたのであった。

つまり、パックス＝アメリカーナという世界体制の国際公共財として高いパフォーマンスを生んだのであった。」吉田和男 [1989]「国際公共財試論—パックス＝アメリカーナから国際協調時代へ—」大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』December, pp. 31~32。

ただし、氏はこの米国の霸権システムが崩壊した現代では、パックス＝アメリカーナに代わる新たな国際公共財を供給する世界システムが必要であり、そのために先進国間の協調的関係が重要であるとの論を展開している。なお、前号の参考文献において、吉田和男氏の氏名の校正ミスがあったことを、記してお詫びする次第である。

- 7) 井堀利宏氏は、軍事や軍事同盟は、当事国にとっては国際公共財であっても、敵対国や敵対同盟国にとっては、マイナス公共財であるので、準公共財としての性格をもつという。井堀利宏 [1993]「“国際公共財”の明確化と日本の役割」p.15。石黒馨氏は、同盟国の共同利用という限界をもつ国際秩序などの国際公共財は「国際クラブ財」であるという。石黒馨 [1998]『国際政治経済の理論：霸権協調論の構想』pp. 10~11。
- 8) 拙稿 [1999]「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討(1)——」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号。
拙稿の見解とほぼ同趣旨のことを展開し、スニーダルは非競合性や非排除性を財の特性に求めるなどを批判し、公共財の供給という問題は、結局は適切な権利を保障し費用負担を強制できる能力をもつグループや組織の問題になるという。したがって公共財問題を解決することは、いかに適切な政治制度を発展させることができるかどうかということであるという。この視点からみれば国際公共財問題については、世界政府アプローチ、共通の目標をもった地域的アプローチ、領域分割（海洋の領域分割など）後の分権的アプローチの三つがあり得るという。D.Snidal [1979] "Public Goods, Property Rights, and Political Organization"。
- 9) 相互依存論の先駆者は、クーパーである。R. N. Cooper [1968] *The Economic of Interdependence*, [1972] "Economic Interdependence and Foreign Policy in the Seventies"。本稿では相互依存論については、複合的相互依存論者のコヘインとナイの共著、R. O. Keohane and S. Nye [1974] "Trans-governmental Relations and International Organizations", [1976] *Power and Interdependence* およびその後のコヘインの単著、R. O. Keohane [1984] *After Hegemony :Cooperation and Discord in the World Political Economy* (邦訳: ロバート・コヘイン、石黒馨・小林誠訳 [1998]『霸権後の国際政治経済学』) に依拠した。

日本での研究については、次の文献を参考にした。鴨武彦・山本吉宣 [1979]『相互依存の国際政治学』、山影進 [1981]「相互依存論のカルテ——研究の系譜と論理のモデル——」、日本国際政治学会編 [1981]『相互浸透システムと国際理論』、

阿部誠司 [1983]『国際経済相互依存論——新しい国際経済論の試み——』、鴨武彦・山本吉宣 [1988]『相互依存の理論と現実』、山影進 [1989]「相互依存論——パラダイムのなかの理論群——」。

- 10) 日本での代表的な相互依存論研究者は、山本吉宣氏である。その研究業績には、次のように多くのものがある。山本吉宣 [1979]「国際経済をめぐる政治過程——相互依存のパラダイムへ向けての一試論——」、山本吉宣・薬師寺泰三・山形進編 [1984]『国際関係理論の新展開』、[1988]「霸権とレジーム——公共財の視点から」、[1989]『国際的相互依存』、[1996]「国際レジーム論——政府なき統治を求めて」、[2001]「安全保障：グローバル・ガヴァナンスの境界領域」。

山本吉宣氏は相互依存の管理方法として次のように四つの類型を示す。「相互依存の政治の中心的な課題の一つは、トランズナショナルな交流が増大し、とくに構造的並びに政策的な相互依存が形成されたとき、各国が独自の行動をしている限り、いかにそれが合理的であろうと、国際社会（国家（政府）をメンバーとする社会）の全体的な利益を増大しえない、ということである。このような状況のなかにおいて、いかに国際社会全体の利益を確保しえるか、というのが相互依存の〈管理〉の問題である。相互依存の〈管理〉には、霸権によるもの、〈レジーム〉によるもの、政策協調によるもの、そして相互主義によるもの、という四つの形態がある。第二次世界大戦以後の世界においては、六〇年代まで、相互依存の進展と〈管理〉は、霸権（アメリカ）とそれによって作られた〈レジーム〉によってはかられて來た。しかし七〇年代以後、トランズナショナルな交流のさらなる進展と、とくに主要先進国間の対称的な相互依存の形成によって、〈レジーム〉は（変容をとげつつ）維持されながらも、相互依存の〈管理〉は、政策協調と相互主義にその重点を移行していった。」山本吉宣 [1989]『国際的相互依存』pp. 5～6。なおその詳しい解説は、pp. 142～227。

その後の研究では、氏は、霸権も霸権レジーム（強制レジーム）にふくめ広くとらえるようになっている。山本吉宣 [1996]「国際レジーム論——政府なき統治を求めて」。

- 11) International Regimes の訳語については、国際レジームあるいはレジームと呼ぶことにした。次のような日本の過去の研究では、レジームを「体制」あるいは「国際体制」と訳しそのようないくつかに使用していたが、レジームの本来の意味にはそぐわないものである。近年では、レジームと呼ぶことが多い。緒方貞子 [1984]「国際組織研究と国際体制論」、日本国際政治学会編 [1984]『国際組織と体制変化』。

レジームについては、1982年のInternational Organization誌の国際レジーム特集に、思想的立場の異なる多数の論客が参加し、レジーム論の総合的な検討が行われた (S. D. Krasner (ed.) [1982] *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume36, number2, Spring)。これはその後、クラズナーの前書きが添えられ、そのまま単行本化された (S. D. Krasner

(ed.) [1983] *International Regimes*。

ネオ・リアリズム論者であるクラズナーのレジーム論の研究成果には次のものがある。S. D. Krasner [1982] “Regimes and the limits of realism: regimes as autonomous variables”, [1982] “Structural causes and regime consequences: regimes as intervening variables”, [2001] 「グローバリゼーション論批判：主権概念の再検討」。

ネオ・リベラリズム論者であるヤングのレジーム論の研究成果には次のものがある。O. R. Young [1980] “International Regimes: Problems of Concept Formation”, [1982] “Regime dynamics: the rise and fall of international regimes”, [1987] [国際制度——そのマクロ行動の決定要因を求めて——], [1994] *International Governance*, [2001] 「グローバル・ガヴァナンスの理論：レジーム理論的アプローチ」。

本稿でも依拠したが、レジーム理論の全体を概観したものに、S. Haggard & B. A. Simmons [1987] “Theories of International Regimes” がある。

- 12) クラズナーが、1982年の *International Organization* 誌の国際レジーム特集の巻頭論文でまとめ、その後引用の多い有名な定義である。S. D. Krasner [1982] “Structural causes and regime consequences: regimes as intervening variables”, p. 2。
- 13) レジーム理論（レジーム・アプローチ）については、ハガードとシモンズによる分類と説明が的確であったので、それに依拠した。S. Haggard & B. A. Simmons [1987] “Theories of International Regimes”。
- 14) レギュラシオン学派のレジーム論は、レジームの存在と上述した一般的な定義は受け入れるが、その形成は各国の蓄積体制によって形づくられた国際諸関係とそれによって形成されたヘゲモニーの性質によって決まるというものである。レギュラシオン学派のR. ボアイエ・山田銳夫両氏は、レジームについてその立場を次のように説明する。

「国際レジームなるものは、部分的な諸規則と、超国家的機関の不在を克服しつつも多分に各国別の蓄積力学と多少とも両立可能な——したがってはじめから矛盾的でコンフリクトにみちた——諸手続きとを、結合したところで定義される。こうして貿易関係、国際通貨問題、金融フローの組織化、直接および間接投資が検討される。そこから浮き彫りになるのは、教科書的なレジームなどは存在せず、結局は経済的なヘゲモニー国において支配している蓄積体制によって条件づけられた、相対的に多様な構図が存在するということである。最後に第三に、支配的な発展様式が枯渇したり各国間のコンフリクトが出現したりするが、その結果として国際諸レジームが形成される様式、その変化の起点、その危機への転化の可能性を把握することが重要である。」R. ボアイエ、山田銳夫共同編集 [1997] 『国際レジームの再編』 p. 11。

- 15) ハガードとシモンズの指摘である。S. Haggard & B. A. Simmons, op. cit., pp. 496~497。
- 16) レジーム形成の諸要因の説明については、クラズナーによる分類が的確であったので、それに依拠した。S. D. Krasner [1982] "Structural causes and regime consequences: regimes as intervening variables"。
- 17) これはヤングの見解である。O. R. Young [1982] "Regime dynamics:the rise and fall of international regimes"。
- 18) 五つの理由でレジーム論を批判したのは、スザン・ストレンジの次の論文である。しかし④と⑤の批判は妥当ではない。これについて全面批判をしたものに、山本吉宣 [1996]「国際レジーム論——政府なき統治を求めて」がある。S. Strange [1982] "Cave ! hic dragones: a critique of regime analysis"。
- 19) 佐藤英夫氏は、歴史学者のE. H. カーを引用し、現実主義と理想主義を乗り越える必要性について次のように語る。
 「E. H. カーは、『完全な現実主義者は現状の因果関係を無条件に認めることにより、現実を変える可能性を放棄してしまう。完全な理想主義者は現状の因果関係を否定することにより、自らが変えようとしている現実や、現実を変えるためのプロセスを理解する可能性を放棄してしまっている』と述べている。リアリズムやリベラリズムとの関係についても、ある程度同様のことが言えるかもしれない。リアリストのように、国際協調の可能性について基本的に否定的であると、現実にその可能性が出てきてもそれを見逃したり、その可能性を更に発展させることができなくなり、いわゆる自己達成予言 (self-fulfilling prophecy) を経験することになる。逆に、リベラリストのように、あまり国際協調の可能性について楽観的であると、国際協調を阻害する要因に対して充分注目しないことになり、自分の期待とは逆の結果をみたり、リアリストの誇りを受けることになる。この点に関する筆者の間に対して、ギルピン (Robert Gilpin) が『自分の哲学はリベラルであるが、分析の姿勢としてはリアリストである』と答えたことは極めて印象的であった。いずれにしても、現在進行している国際システムの変化のもたらす国際協調への意味合いについて、ネオ・リアリズムとネオ・リベラル・インスティチューションализムの両方の視点を踏まえ、可能ならばそれを超えた分析を行うことが必要である。」佐藤英夫 [1994]「システム変動期における国際協調」pp. 3~4。
- 20) アーンスト・B・ハースの見解である。氏の見解については、次の業績を参考にした。E. B. Haas [1975] "On Systems and International Regimes", [1980] "Why Collaborate ? Issue-Linkage and International Regimes", [1982] "Word can hurt you; or, who said what to whom about regimes", [1984] (邦訳: 蟻山道雄)「進歩とは何か——国際組織研究の足跡」。

氏は有機体的方法論について次のようにいう。

「私は、私が『進化論的認識主義 (evolutionary epistemology)』という認知

方法論に立っていることを明らかにしなければならない。この立場に基づけば、レジームの研究とは、国際共同を政治的事柄として研究することではなく（確かにそれは政治的次元のものを含んでいるが）、それ以上のものである。レジームの研究とは、政治的人間 (*homo politicus*) の自然そして文化との相互作用を理解しようとする方法である。それは、政治選択というわれわれの集合的理解が、自然と文化についてわれわれがどのように考えているのかということにますます依存するようになっているという仮説に基づいている。レジームの研究とは、自己理解が変動し続けるという視点から、国際共同についての選択のあり方を過去と未来の幅をもって説明することである。国際共同についての政治は、認識そのものの進化とともになって進化していくものと考えられる——それは必ずしも生物的進化を表すものではないけれども。」 E. B. Haas [1982] “Word can hurt you; or, who said what to whom about regimes” p. 24.

また進化論的認識主義については、次の説明が明快である。

「レジームの創造と変動は、人間の問題解決の一つの形態であり、それは行為主体に概念の学習をもとめるのである。……(中略：紀国)……学習 (learning) それ自体は、研究と実践との間の相互作用の役割を果たす。それは、政治、文化、生物間の連関性 (linkages) についてある時期にどのような合意的理説が存在しているかに依存しており、そしてそれらが変動するものであることをわれわれは知っている。学習されるのは連関性についての合意であって、最終的な現実についてではない——例えば、魚類、鉱物、化学そしてタンカーを単一の規範で管理する最終的な方法についてではないのである。1981年に一般的に承認されていた連関性は、人間の関心事——その関心事は1960年にはわれわれが認識していたものではない——の階層的に組み合わされたより多くの要素をふくんでいるという点で、1960年に支配的であった知識とは異なっているのである。」 E. B. Haas [1982] *ibid.*, pp. 25 ~26。

海洋レジームについては、[1984] (邦訳：蠟山道雄) 「進歩とは何か——国際組織研究の足跡」に詳しく説明されている。

なおこのように、人間と政治・経済・文化・自然との相互作用と関係を、人間の学習や発達という視点から研究した成果に池上惇氏の多くの業績がある。ここでそのすべてを紹介する余裕はないので、これについては参考文献を見て頂きたい。

- 21) 国際政治経済学派 (IPE) の批判的研究については、坂井昭夫氏の多くの業績がある。坂井昭夫 [1991]『日米経済摩擦と政策協調』, [1993]『マクロ政策協調の現段階』, [1993]『霸権理論とポスト冷戦秩序シナリオをめぐる論壇状況』, [1995]『ネオ・リアリズム—霸権安定論—国際公共財論—「国際政治経済学」—サーベイの一環として—』, [1995]『霸権国理論をめぐる論壇状況』, [1995]『ネオ・リアリズムと国際公共財』, [1997]『「国際の相互依存論」とは何か? —「国際政治経済学」サーベイの一幕—』, [1998]『国際政治経済学とは何か』, [1999]『国際公共

財としての通貨システム』。

氏の見解の基本的立場を端的に説明したのが、次の文章である。

「霸権安定論の主張では、国際公共財の供給は霸権国の手でなされる以外にない。そして、その負担によって経済的衰退の道に引き込まれる霸権国は、アメリカがドル基軸の国際通貨制度を自国の赤字補填に利用したように、やがて自らが構築を主導した国際システムの自本国位の活用——『国際公共財の私的財化』——に走ることになる。他方、相互依存論は、国際公共財の共同供給もありうるとし、とくに霸権衰退後に主要諸国間の協力で既存システムを維持できる可能性を強調する。」

右の二見解が併存しているところでは、ピークを越した霸権国にしてみれば、霸権安定論に依拠して霸権存続の必要を訴えながら、相互依存論にもとづいて他の主要諸国に国際公共財——霸権国用の私的財という色合いを強めている——の負担分担を求める、といった算段ができるようになる。これすなわちバードン・シェアリングの合理化である。

霸権安定論と相互依存論を対比して正しいのはどちらかを二者択一的に判定しようといった、とかくありがちな姿勢は、意識的に捨ててからなければならない。さもないと、国際公共財問題をめぐる両者の相關の模様など目にとまろうはずはないし、二つの IPE および国際公共財理論のイデオロギー性や実践的性格も満足には検出されない結果に終わるものと思われる。」坂井昭夫 [1998] 『国際政治経済学とは何か』 p. 21。

氏は上記の文献において、D. Snidal [1985] “The limits of hegemonic stability theory”, そして J. A. C. Conybeare [1984] “Public Goods, Prisoners’ Dilemmas and the International Political Economy” などの研究成果を引用し、霸権安定論者が国際公共財として示したものが、非排除性や非競合性という基準でみても、その特性を備えていないことを批判的に明らかにしている。

22) この見解は、蠟山道雄氏の研究成果である。蠟山道雄 [1976] 「国際政策学の展望——国際公共財をどうとらえるか——」。

23) 蠟山氏は次のように説明している。

「国内政治過程の分析においては、その単位となる個人が『個人の利益』(private interest) であることはいうまでもないが、政治現象は個人と個人の間にのみ起るものではなく、むしろ現実には、個人と集団、さらに集団と集団の関係において多く発生するから、そのレヴェルの分析においては、『集団利益』(group interest) という単位を認めることが適当である。さらに、個人および集団の利益に対置され、それらを包含する概念として、国家社会全体の利益を意味する『公共利益』(public interest) がある。」

以上のような考え方を、さらに上位システムの分析に適用するならば、国際政治システムの単位としての主権国家には『国家利益』が、さらに国家の集団（たとえば同盟や地域的な国家連合など）や国家以外の機能別・地域別な組織の国境を越え

た連合体に対応して『国際的（あるいは脱国家的）集団利益』が、そして最終的には、国際社会全体の利益を意味する『国際公共利益』とでも名付けるべきものを想定することが可能であろう。」蠟山道雄 [1976]「国際政策学の展望——国際公共財をどうとらえるか——」p. 308。

24) 蠟山氏は次のように説明する。

「論理的に考えるならば、最上位システムは『世界社会』(world society) あるいは『地球社会』(global society) と呼ばれるべきであろうし、それらに対応する利益は、『世界利益』(world interest) あるいは『地球的利益』(global interest) と名付けられるべきであろう。……(中略：紀国) ……論理的にはいえば確かにそうであるにもかかわらず、あえて国際的利益という概念を用いるのは、世界利益を追求し、それを保護しうる単一の行動主体が現実に欠如しており、予期しうる将来そのような主体、つまり世界政府が出現する可能性がないと考えられるからである。」前掲同書, pp. 308~309。

「国際システムは国家システムとは違って、公共財を管理・運営すべき公的主体に著しく欠けており、その萌芽的存在である国際連合および専門諸機関の活動には著しい制限が加えられている。したがって、国際公共利益の増進をはかるべき国際政策という概念が成り立つとしても、その政策の実施の大部分は主権国家が負わなければならないという、まことに奇妙な結論が生まれざるをえない。これは、国際システムに内在するディレンマを無視せず、しかも国際公共利益を追究しようとした場合に、必然的に認めざるをえない結論であろう。

そのように定義された国際政策を、主権国家が実施するということは、従来外交政策の決定・実施に際して基準と目的を提供してきた国家利益の内容を、国際公共利益の観念に基づいて修正・限定し、国際公共利益的内容を増大させることを意味する。国家システム内部における公共利益の具体的な内容の決定すら決して容易でないのに、国際公共利益について合意をうることが一層困難であろうことはいうまでもない。しかし、かってウォルター・リップマンがいみじくも述べたように、公共利益とは『もし人間が澄んだ眼をもって眺め、理性的に考え、そして公平な態度と他者への愛とをもって行動したならば、究極的に選ぶであろうところのもの』なのであり、その考え方は国際公共利益についても適用されよう。」前掲同書, pp. 322~323。

25) C. F. アルジャー氏の見解である。C. F. アルジャー [1987]「グローバルな諸問題と価値——価値明確化におけるグローバルな弁証法——」

そこでは世界人権宣言が、人類の諸権利として次のことを宣言したことが紹介されている。「生存・自由・安全に関する権利、隸属・苦役からの自由、拷問・残虐・非人道的・不面目な扱いや刑罰からの自由、裁判所による公正な公開の審理、無罪の確定と罪刑法定主義、私事・家庭・名誉・信用の保護、移動・居住・出国帰国の自由、国籍をもつ権利、婚姻と家族に関する権利、財産権、思想・良心・宗教の自

由、意見・表現の自由、平和的集会・結社の自由、投票権・参政権、社会保障を受ける権利、勤労の権利、休息・余暇の権利、十分な生活水準を保持する権利、教育を受ける権利、文化社会に参加する権利など」C. F. アルジャー [1987] pp. 3~4。

価値理念の実現条件について、詳しく説明したのは次の部分である。

「大切なのは、世界の人々を世界の統治に参加させるようにする潮流の出現なのである。これは、もし参加が認められさえすれば、ほとんどの人々は生命を維持し人生を豊かにするような選択を行う能力があるという基本的な信念を反映している。参加を拡大していくためには、権力の座にある人々が公衆に対する態度を改めるか、数多くの人々が参加を要求するかのどちらかが必要である。かかる変化をもたらすためには、人々が国際的あるいはグローバルな問題と認知するもの——もちろん、今やそれはほとんどすべての問題がそうであるが——に関して、もはやエリートに決定を委ねることがなくなるような、新しい種類の参加を促す教育を必要とする。……(中略: 紀国) ……グローバルな参加をめざす教育は、世界にとって革命的な力である。それは、グローバルな対話から明らかになってきた参加の価値テーマを実現するであろう。またそれは、より開放的な世界政府とはいかなるものかについての新たな実験の場を生み出すであろう。より多くの人々の自己実現を可能にする世界は、どうすればもたらされるのであろうか。この問いに対する洞察は、グローバルな諸問題における、より広範な参加によってはじめて得られるに違いない。」C. F. アルジャー [1987] 前掲同書, pp. 48~49。

26) 馬場伸也氏の見解である。馬場伸也 [1987] 「『人類益』の追求をめざして——アムネスティの拷問廃止運動を中心に——」。

氏は次のように「人類益」について説明する。

「主権国家とそれが追求する『国益』を中心課題としてきた従来の国際政治学や歴史認識に対し、大きな変更の必要性を迫っている。たとえば、『安全保障』の概念にしても、それはもはや個別の国家の安全保障ではなく、全人類生存のための安全保障である。またナショナル・インタレストに対しては、『人類益』とも名づくべき新しい概念が登場している。

では、その『ヒューマン・インタレスト』とは何か。端的にいってそれは、人類共通の価値であり、その達成は全人類が協同してはじめて可能となる。じつはこうした普遍的価値は、すでに1948年、『世界人権宣言』において『人類社会』が将来にわたって成就すべき目標として掲げられていた。……(中略: 紀国) ……さらに国際連合は、こうした人間として普遍的に認められるべき価値の実現をいつそう促進するため、1966年12月、『国際人権規約』を採択した。

しかしそうした『宣言』や『規約』に盛り込まれた価値は、人間一人一人が尊厳ある存在として認識されたものであって、いまだ『人類共同体』の価値とは理解されていなかった。ところが、前述したとおり人類共通の危機が高まり、加えて技術・交通・通信機関の画期的な発達、海外旅行者や労働移民それに難民らをふくむ人間

の超国境的往来の激増、国家間の相互依存・相互浸透・相互影響力の進展、地球上に張りめぐらされた網の目状の脱国家的・超国家的組織の発達、国連その他の国際機構の機能と役割の増大、宇宙大にまで広がった『生活世界』内で地球を人類共存のための『一つの惑星』とみる世界観の普及、地球的規模の問題を討議する国際会議やシンポジウムの蓄積、それに反核・反戦集会にみられるような国際舞台への市民による『参加の噴出』等が、『人類共同体』意識の形成をますます助長するようになった。このようにして、元来人間個人に認められていた普遍的価値は、いまや『人類共同体』の価値へと転換していこうとしているのである。

『世界人権宣言』や『国際人権規約』で提唱された普遍的価値は、総括して『人権』という価値に集約することができる。だが『人類共同体』意識を確立するためには、それだけでは不十分である。もっとも、すべての社会的価値は、究極的には人権に収斂していくのだが。人類共通の価値として、まず世界平和と核兵器をふくむ軍縮→軍備の完全撤廃をあげなければならない。南北問題にまつわる飢餓や貧困それに経済的・社会的格差の廃絶も『人類共同体』にとって不可欠な価値である。さらに、人類の生存の条件を保障するためには、地球環境と生態系の保全も最重視されなければならない。この四つの普遍的価値は、『人類共同体』に最小限度絶対必要なものである。そしてそれらの価値を促進していくことが、とりもなおさず、『ヒューマン・インタレスト』の要諦となる。」馬場伸也 [1987] pp. 54~55。

「人類益」の実現条件について説明したのは次の部分である。

「『ヒューマン・インタレスト』を完璧に保障しようとすれば、国際法よりも高次の法——それをかりに『人類法』と名づけよう——を構想しなければならない。その必要性は、『拷問禁止条約』の欠陥が端的に示している。……（中略：紀国）……国家間に定立された国際法は、国家の主権やナショナル・インタレストを『ヒューマン・インタレスト』に譲ろうとはしない。したがって『ヒューマン・インタレスト』を保障するためには、やはり、脱国家・超国家の『人類法』を考案するしか手だてはない。その法はすべての国家とそれらが制定する諸法の上位にあり、それらを全般的に支配するものでなければならない。この法概念は、『突飛』と思われるかもしれないが、いまだかつて誰も唱えたことがなかったというものではない。すでに1795年、72歳になる老哲学者、イマヌエル・カントは『永遠平和の為に』を著し、そのなかで、国内法、国際法の次に、人類史の最終段階に樹立されるべき法として、『世界公民法』を構想していた。そして彼は、『訪問権』の保障をふくむこの『世界公民法』は、『人々及び諸国家が、外的な相互に影響し得る関係の中に立ち、一つの普遍的な人類国家の公民と見なされ得る限りに於いて、……永遠平和の理念に関して必然的なものである』と説いている。」馬場伸也 [1987] 前掲同書、pp. 75~76。

なお、カントの思想の新訳には、カンプベル・スミス、石井健吉訳 [1996] 『カントの永久平和論——史的解説と本論』、また世界政府について研究した古典には、

横田喜三郎 [1948] 『世界国家の問題』、田端茂二郎 [1950] 『世界政府の思想』がある。

- 27) カント的立場にたち、地球社会全体の理想的秩序を構想し、その実現条件を理論的に解明する方法論が「世界秩序システム・モデル」論である。

ラズローによる世界秩序システム・モデル構想については、次の研究成果がある。E. Laszlo [1974] *A Strategy for the Future* (邦訳: アービン・ラズロー、伊藤重行訳 [1980] 『地球社会への目標: 世界秩序へのシステム・アプローチ』), [1977] *Goals for Mankind* (邦訳: ラズロー、大来佐武郎監訳 [1980] 『人類への目標: 地球社会への道』)

世界秩序モデル・プロジェクト (World-Order Model Project: WOMP) は、世界法基金のホーリンスが設立者になり、米国の国際法学者メンドロビッチが所長になり設立された。米国の国際法学者のフォークやノルウェイのガルトウングが中心になって積極的な活動が進められている。その研究成果は大量にあるが主要なものを挙げれば、R. A. Falk, S. S. Kim, S. H. Mendloviz (ed.), [1981] *Toward a Just World Order*, [1995] *On Human Governance:Toward a Order Global Politics, The World Order Models Project Report of the Global Civilization Institute*, J.Galtung [1969] "Violence, Peace,, and Peace Research" *Journal of Peace Research*, Vol.6 No.3 (邦訳: J.ガルトウング、高柳先男・他訳 [1990] 『構造的暴力と平和』所収), [1969] "A Structual Theory of Imperialism" *Journal of Peace Research*, Vol.8 No.2 (邦訳: J.ガルトウング、高柳先男・他訳 [1990] 『構造的暴力と平和』所収), [1984] *There are Alternatives: Four Roads to Peace and Security* (邦訳: J.ガルトウング、高柳先男・他訳 [1989] 『平和への新思考』) などである。

上述の解説は、浦野起央氏に依拠したものであるが、氏は、世界秩序モデル・プロジェクトについて、次のように説明する。「彼らは、世界を一つの人間社会を認識する世界志向に立脚しており、人間の平等観に立ち、未来予測ではなく現在と未来を照射した価値志向作業を進め、平和、経済福祉、社会的公正、および環境の4つの価値の均衡維持という課題に取り組んだ」浦野起央 [1997] 『国際関係理論史』p.379。

邦文献で、世界秩序システム・モデル論について研究したものに、鴨武彦 [1978] 「国際政治経済学の方法論——トランクナルの事例」、最上敏樹 [1989] 「世界秩序論」がある。

- 28) とりわけ平和学研究分野の研究成果について、触れることができなかつたのは残念である。この研究成果には、高柳先男 [1989] 「平和研究のパラダイム」、J. Tinbergen [1972] *Optimum Social Welfare and Productivity* (邦訳: J.ティンバーゲン、加藤寛・古田精治訳 [1976] 『最適体制の経済学』), [1976] *Reshaping the International Order* (邦訳: J.ティンバーゲン、芽陽一・大西昭訳

[1977]『国際秩序の再構成』), J. Tinbergen and D. Fischer [1987] *Warfare and Welfare* (邦訳: ティンバーゲン, フィッシャー, 服部彰訳 [1994]『国際平和の経済学』)など, がある。

[参照文献]

- 阿部浩己・今井直 [1996]『テキストブック国際人権法』日本評論社.
- 阿部浩己 [1998]『人権の国際化:国際人権法の挑戦』現代人文社.
- 阿部誠司 [1983]『国際経済相互依存論——新しい国際経済論の試み——』税務経理協会.
- 秋元英一編 [2001]『グローバリゼーションと国民経済の選択』東京大学出版会.
- 有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編 [1989]『講座国際政治 1 国際政治の理論』東京大学出版会.
- 馬場伸也 [1987] [『人類益』の追求をめざして——アムネスティの拷問廃止運動を中心——] 武者小路公秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組み II ——脱国家のイシューと世界政治——』有信堂高文社.
- B. J. Cohen [1982] "Balance-of-payments financing:evolution of a regime", S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36,number 2, Spring.
- B. J. Cohen [1986] *International Banking and American Foreign Policy*.
- B. S. Frey, *International Political Economics* (邦訳: B. S. フライ, 長谷川聰哲訳 [1996]『国際政治経済学』文眞堂).
- C. F. アルジャー [1987] [グローバルな諸問題と価値——価値明確化におけるグローバルな弁証法——] 武者小路公秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組み II ——脱国家のイシューと世界政治——』有信堂高文社.
- Commission on Global Governance 1995 [1995] *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance* (邦訳: グローバル・ガバナンス委員会, 京都フォーラム監訳 [1995]『地球リーダーシップ——新しい世界秩序をめざして: グローバル・ガバナンス委員会報告書』NHK出版).
- C. P. Kindleberger [1986] "International Public Goods without International Government", *The American Economic Review*, March.
- C. P. Kindleberger [1988] *International Economic Order: Essays on Financial Crisis and International Public Goods*.
- R. Beitz [1979] *Political Theory and International Relation* (邦訳: C. ベイツ, 新藤榮一訳 [1989]『国際秩序と正義』岩波書店).
- D. B. ボブルウ [1987]「国際政策科学の展望——『予防の政治学』を求めて——」武者小路公秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組み I ——国家間関係と政策決定—

- 』有信堂高文社。
- D. C. Korten [1990] *Getting to the 21th Century* (邦訳: デビッド・コーテン, 渡辺龍也訳 [1995] 『NGOとボランティアの21世紀』学陽書房)。
- D. C. Korten [1995] *When Corporation Rule the World* (邦訳: デビッド・コーテン, 西川潤訳 [1997] 『グローバル経済という怪物: 人間不在の世界から市民社会の復権へ』シュピリング・フェアーラーク東京)。
- D. H. Meadows [1972] *Limited to Grow* (邦訳: ドネラ H. メドウズ, 大来佐武郎監訳 [1972] 『成長の限界: ローマクラブ人類の危機レポート』ダイヤモンド社)。
- D. H. Meadows, D. L. Meadows & J. Randers [1992] *Beyond the Limits* (邦訳: ローマクラブ報告書, 芽陽一訳 [1992] 『限界を超えて』ダイヤモンド社)。
- D. Snidal [1979] "Public Goods, Property Rights, and Political Organization", *International Studies Quarterly*, Vol. 23, No.4, December.
- D. Snidal [1985] "The limits of hegemonic stability theory", *International Organization*, Vol. 39, No.4, Autumn.
- E. B. Haas [1975] "On Systems and International Regimes", *WORLD POLITICS*, volume X X X V I I , No. 2-January.
- E. B. Haas [1980] "Why Collaborate? Issue-Linkage and International Regimes", *WORLD POLITICS*, volume X X X I I , No. 3-April.
- E. B. Haas [1982] "Word can hurt you; or, who said what to whom about regimes", S.D.Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- E. B. Haas (邦訳: 蟻山道雄) [1984] 「進歩とは何か——国際組織研究の足跡」日本国際政治学会編『国際組織と体制変化』季刊国際政治, 第76号。
- 衛藤藩吉・渡辺昭夫・公文俊平・平野健一郎 [1982] 『国際関係論(第二版)』東京大学出版会。
- E. Luard [1990] *The Globalization of Politics* (邦訳: イヴァン・ルアード, 大六野耕作訳 [1999] 『グローバル・ポリティックス』人間の科学社)。
- E. Laszlo [1974] *A Strategy for the Future* (邦訳: アービン・ラズロー, 伊藤重行訳 [1980] 『地球社会への目標: 世界秩序へのシステム・アプローチ』産業能率大学出版部)。
- E. Laszlo [1977] *Goals for Mankind* (邦訳: ラズロー, 大来佐武郎監訳 [1980] 『人類への目標: 地球社会への道』ダイヤモンド社)。
- 古川照美 [1991] 「国際組織と国際公益」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念: 国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房。
- G. J. Hardin [1972] *Exploring New Ethics for Survival: The Voyage of the Spaceship 'Beagle'* (邦訳: G. J. ハーディン, 松井巻之助訳 [1991] 『地球に生

- きる倫理：宇宙船ビーグル号からの旅から』佑学社).
- G. Modelska [1987] *Long Cycles in World Politics* (邦訳：浦野起央・信夫隆司 [1991]『世界システムの動態：世界政治の長期サイクル』晃洋書房).
- G. J. イケンベリー [2001]「制度、霸権、グローバル・ガヴァナンス」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会.
- G. Soros [1998] *The Crisis of Global Capitalism* (邦訳：ジョージ・ソロス、大原進訳 [1999]『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社).
- 羽鳥敬彦編著 [1999]『グローバル経済』世界思想社.
- 初瀬龍平 [1993]『国際政治学：理論の射程』同文館出版.
- 星野智 [1992]『現代国家と世界システム』同文館出版.
- H. M. Schwartz [2000] *States versus Markets: The Emergence of a Global Economy* (邦訳：ハーマン・M. シュワルツ、宮川典之・太田正登・浅野義訳 [2001]『グローバル・エコノミー——形成と発展 I——』文眞堂).
- 平勝廣 [2001]『グローバル市場経済化の諸相』ミネルヴァ書房.
- 広部和也・田中忠編 [1991]『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房.
- 広瀬和子 [1976]「国際社会と法」武者小路公秀・蠟山道雄編『国際学——理論と展望』東京大学出版会.
- 堀内昭義編 [1990]『国際経済環境と経済調整』アジア経済研究所.
- 星野俊也 [2001]「国際機構：ガヴァナンスのエージェント」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会.
- 井堀利宏 [1993]「“国際公共財”の明確化と日本の役割」『日本経済研究センター会報』1993.5.1.15.
- 池上惇 [1990]『財政学——現代財政システムの総合的解明』岩波書店.
- 池上惇 [1991]『経済学——理論・歴史・政策——』青木書店.
- 池上惇 [1994]『経済学への招待——現代経済のしくみと日本経済』有斐閣.
- 池上惇 [1996]『現代経済学と公共政策』青木書店.
- 池上惇 [1996]『マルチメディア社会の政治と経済』ナカニシヤ出版.
- 池田文雄 [1968]「宇宙天体条約の基本構造」国際法学会『国際法外交雑誌』第67巻、第1号.
- 今井賢一 [1992]『資本主義のシステム間競争』筑摩書房.
- 石原孝一・松本博一 [1990]『グローバリズムの国際政治経済学』文眞堂.
- I. Kaul・I. Grunberg・M.A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (邦訳：インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン編 [1999]『地球公共財：グローバル時代の新しい課題』日本経済新聞社).
- I. Wallerstein [1984] *The Politics of the World-economy: The States, the*

- Movements, and the Civilization* (邦訳: イマニュエル・ウォーラースtein, 田中治男・伊豫谷登士翁・内藤俊雄訳 [1991]『世界経済の政治学』同文館出版) . 井上定彦 [1992]「国際的視野での社会的共通資本の形成: 地球環境保全と『地球市民』社会の形成」宇沢弘文・高木郁朗編『市場・公共・人間——社会的共通資本の政治経済学』第一書林.
- 石黒馨 [1998]『国際政治経済の理論: 霸権協調論の構想』勁草書房.
- 石黒一憲 [1991]『ボーダレス社会への法的警鐘』中央経済社.
- 石黒一憲 [2000]『グローバル経済と法』信山社出版.
- 稻原泰平 [1995]『宇宙開発の国際法構造』信山社.
- 猪口孝 [1989]「国際政治主体論」有賀貞・宇野重昭・木戸義・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治 1 国際政治の理論』東京大学出版会.
- 磯崎博司 [1995]『地球環境と国際法』実教出版.
- 岩本武和・奥和義・小倉浩・金早雪・星野郁 [2001]『グローバル・エコノミー』有斐閣.
- J. A. C. Conybeare [1984] "Public Goods, Prisoners' Dilemmas and the International Political Economy", *International Studies Quarterly*, Vol.28.
- J. Donnelly [1986] "International Human Rights: A Regime Analysis" *International Organization*, Vol. 40 No. 3.
- J. Donnelly [1991] *International Human Rights: Dilemmas in World Politics*.
- J. Frankel [1973] *International Politics: Conflict and Harmony* (邦訳: ジョゼフ・フランケル, 国際関係論研究会訳 [1975]『国際政治論——抗争と協調——』有信堂高文社).
- J. Galtung [1969] "Violence, Peace,, and Peace Research" *Journal of Peace Research*, Vol. 6 No.3 (邦訳: J. ガルトウング, 高柳先男・他訳 [1990]『構造的暴力と平和』所収, 中央大学出版部).
- J. Galtung [1969] "A Structural Theory of Imperialism" *Journal of Peace Research*, Vol. 8 No.2 (邦訳: J. ガルトウング, 高柳先男・他訳 [1990]『構造的暴力と平和』所収, 中央大学出版部).
- J. Galtung [1984] *There are Alternatives: Four Roads to Peace and Security* (邦訳: J. ガルトウング, 高柳先男・他訳 [1989]『平和への新思考』勁草書房).
- J. Mander, E. Goldsmith (ed.) [1996] *The Case against the Global Economy: and for a Turn Toward the Local* (邦訳: ジュリー・マンダ, エドワード・ゴールドスミス, 小南祐一郎, 塚本しづ香訳 [2000]『グローバル経済が世界を破壊する』朝日新聞社).
- J. N. ロズナウ [1987]「アクター, レベル, およびシステムの多元性について——『経験主義的多元主義のアプローチ』対『大理論的アプローチ』——」武者小路公

- 秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組み I——国家間関係と政策決定——』有信堂高文社。
- J. N. Rosenau [1990] *Turbulence in World Politics: A Theory of Change and Continuity*.
- J. N. Rosenau & E. Czempiel (ed.) [1992] *Governance without Goverment: Order and Change in World Politics*.
- J. N. Rosenau [1994] *The United Nations in a Turbulent World* (邦訳: ジェームズ, N. ロズナウ, 功刀達朗訳 [1995]『激動の世界と国連／湾岸戦争の教訓（国連地球社会の選択 I）』PHP 研究所).
- J. Tinbergen [1972] *Optimum Social Welfare and Productivity* (邦訳: J. ティンバーゲン, 加藤寛・古田精治訳 [1976]『最適体制の経済学』東洋経済新報社).
- J. Tinbergen [1976] *Reshaping the International Order* (邦訳: J. ティンバーゲン, 芽陽一・大西昭訳 [1977]『国際秩序の再構成』ダイヤモンド社).
- J. Tinbergen and D. Fischer [1987] *Warfare and Welfare* (邦訳: ティンバーゲン, フィッシュヤー, 服部彰訳 [1994]『国際平和の経済学』同文館出版).
- J. W. Botkin [1979] *No Limiteds to Learning: Bridging the Human* (邦訳: J. ボトキン, 大来佐武郎訳 [1980]『限界なき学習』ダイヤモンド社).
- 鴨武彦 [1978]「国際政治経済学の方法論——トランスクレシオナルの事例」日本国際政治学会編『国際経済の政治学』日本国際政治学会『季刊国際政治』第60号。
- 鴨武彦 [1979]「相互依存の政治学」鴨武彦・山本吉宣編著『相互依存の国際政治学』有信堂高文社。
- 鴨武彦・山本吉宣 [1979]『相互依存の国際政治学』有信堂高文社.
- 鴨武彦・山本吉宣 [1988]『相互依存の理論と現実』有信堂高文社.
- 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 [1997]『国際政治経済システム 1 : 主権国家を超えて』有斐閣.
- 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 [1998]『国際政治経済システム 2 : 相対化する国境 I 経済活動』有斐閣.
- 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 [1997]『国際政治経済システム 3 : 相対化する国境 II 法・政治・民族』有斐閣.
- 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 [1999]『国際政治経済システム 4 : 新しい世界システム』有斐閣.
- 金子勝 [1999]『反グローバリズム——市場改革の戦略的思考』岩波書店.
- カンズベル・スミス, 石井健吉訳 [1996]『カントの永久平和論——史的解説と本論』近代文藝社.
- 川田侃 [1988]『国際政治経済学をめざして』御茶の水書房.
- 川崎恭治 [1993]「国際社会の共通利益と国家の国際犯罪」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院.

- K. E. ボールディング [1972] *Beyond Economics : Essay on Society, Religion and Ethics* (邦訳：ケネス・ボールディング，公文俊平訳 [1978]『経済学を越えて』ダイヤモンド社).
- K. E. ボールディング [1978] *Ecodynamics:A New Theory of Societal Evolution* (邦訳：ケネス・ボールディング，長尾史朗訳 [1980]『地球社会はどこへ行く』講談社).
- K. E. ボールディング [1987] [一つの世界と多数の世界] 武者小路公秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組みⅡ——脱国家的イシューと世界政治——』有信堂高文社.
- 菊池裕子 [1991]「国際公共財の概念」『日本財政学会第48回大会報告要旨』10月.
- 木村寛 [1991]「人権条約の履行確保と国内的救済の原則——外交保護制度とヨーロッパ人権条約との対比を中心——」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房.
- 紀国正典 [1988]「国際金融の安全性・健全性と規制・監督システム— C. M. フリーセンの国際比較調査の検討」高知大学経済学会『高知論叢』第32号.
- 紀国正典 [1990]「銀行ディスクロージャーと金融の国際化」高知大学経済学会『高知論叢』第35号.
- 紀国正典 [1992]「多国籍銀行の監督に関するバーゼル・コンコルダートの変遷と意義」高知大学経済学会『高知論叢』第45号.
- 紀国正典 [1993]「多国籍銀行業の監督についての国際基準ミニマム」高知大学経済学会『高知論叢』第46号.
- 紀国正典 [1994]「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー」高知大学経済学会『高知論叢』第48号.
- 紀国正典 [1995]「国際金融システム——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号.
- 紀国正典 [1996a]「国際金融取引——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第55号.
- 紀国正典 [1996b]「国際金融構造——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第57号.
- 紀国正典 [1997]「国際金融システム——多数国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第60号.
- 紀国正典 [1998]「日本版金融ビッグバンと市民生活——金融消費者主権は確立されるのか——」高知大学経済学会『高知論叢』第63号.
- 紀国正典 [1999]「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店.
- 紀国正典 [1999]「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討（1）——」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号.

- 紀国正典 [2001] 「金融コングロマリット——OECDの研究成果の検討——」高知大学経済学会『高知論叢』第70号。
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説（上）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）——」高知大学経済学会『高知論叢』第73号。
- 小坂弘行 [1994] 『グローバル・システムのモデル分析』有斐閣。
- 基礎経済科学研究所 [1998] 『地球社会の政治経済学』ナカニシヤ出版。
- L. Sklair [1990] *Sociology of the Global System* (邦訳：レスリー・スクレアー, 野沢慎司訳 [1994] 『グローバル・システムの社会学』玉川大学出版部)。
- 古城佳子 [2001] 「国際経済：経済のグローバル化とガバナンスの要請」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス』東京大学出版会。
- 倉田稔 [2000] 『グローバル資本主義の物語：その発展と矛盾』日本放送出版協会。
- M. Gurtov [1991] *Global Politics in the Human Interest, (2 edition)* (邦訳：メル・ガートフ, 菊井禮次訳 [1992] 『グローバル・ヒューマニズムの政治学：世界秩序転換のアジェンダ』法律文化社。)
- 最上敏樹 [1989] 「世界秩序論」有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治 1 国際政治の理論』東京大学出版会。
- 最上敏樹 [1996] 『国際機構論』東京大学出版会。
- 毛利良一 [2001] 『グローバリゼーションとIMF・世界銀行』大月書店。
- M. Bertrand [1986] *Rfaire l'ONU! : un programme pour la paix* (邦訳：モーリス・ベルトラン, 横田洋三監訳；秋月弘子・黒田順子・滝澤美佐子訳 [1991] 『国連再生のシナリオ』国際書院。)
- M. Bertrand [1994] *L'ONU* (邦訳：モーリス・ベルトラン, 横田洋三・大久保亞樹訳 [1995] 『国連の可能性と限界』国際書院。)
- M. Walzer [1995] *Toward A Global Civil Society* (邦訳：マイケル・ウォルツァー, 石田・越智・向山・佐々木・高橋訳 [2001] 『グローバルな市民社会に向けて』日本経済評論社)。
- 武者小路公秀・臼井久和編 [1987] 『転換期世界の理論的枠組みⅠ——国家間関係と政策決定——』有信堂高文社。
- 武者小路公秀・臼井久和編 [1987] 『転換期世界の理論的枠組みⅡ——脱国家的イシューと世界政治——』有信堂高文社。
- 武者小路公秀・蠟山道雄編 [1976] 『国際学——理論と展望』東京大学出版会。
- 武者小路公秀・蠟山道雄編 [1976] 『国際政治学——多極化世界と日本——』有信堂高文社。
- 中村恵 [1993] 「宇宙開発と共通利益」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院。
- 日本国際政治学会編 [1978] 『国際経済の政治学』日本国際政治学会『季刊国際政治』第60号。

- 日本国際政治学会編 [1981]『相互浸透システムと国際理論』日本国際政治学会『季刊国際政治』第67号。
- 日本国際政治学会編 [1984]『国際組織と体制変化』日本国際政治学会『季刊国際政治』第76号。
- 日本国際政治学会編 [1986]『世界システム論』日本国際政治学会『季刊国際政治』第82号。
- 日本国際政治学会編 [1994]『システム変動期の国際協調』日本国際政治学会『季刊国際政治』第106号。
- 日本比較政治学会編 [2000]『グローバル化の政治学』早稲田大学出版会。
- 小田滋 [1972]『海の資源と国際法 I』有斐閣。
- OECD [2001] *The Future of the Global Economy: Toward a Long Boom?*
(邦訳: 岸本光永・姫野尚子訳 [2001]『グローバル・エコノミーの未来: ロングブームに向かっているか』中央経済社)。
- 緒方貞子 [1984]「国際組織研究と国際体制論」日本国際政治学会編『国際組織と体制変化』日本国際政治学会『季刊国際政治』第76号。
- 大畠英樹 [1989]「現実主義——『モーゲンソーとの対話』を中心に——」有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治 1 国際政治の理論』東京大学出版会。
- 奥田宏司 [1988]『途上国債務危機と IMF・世界銀行』同文館出版。
- 奥脇直也 [1991]「『国際公益』概念の理論的検討——国際交通法の類比の妥当と限界——」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念: 国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房。
- O. R. Young [1980] "International Regimes: Problems of Concept Formation", *WORLD POLITICS*, volume XXXII, No.3- April.
- O. R. Young [1982] "Regime dynamics: the rise and fall of international regimes", S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- O. R. ヤング [1987]「国際制度——そのマクロ行動の決定要因を求めて——」武者小路公秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組み II —— 脱国家的イシューと世界政治 ——』有信堂高文社。
- O. R. Young [1994] *International Governance*.
- O. R. ヤング [2001]「グローバル・ガヴァナンスの理論: レジーム理論的アプローチ」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 太田宏 [2001]「地球環境問題: グローバル・ガヴァナンスの概念化」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 大谷良雄編著 [1993]『共通利益概念と国際法』国際書院。
- 大谷良雄 [1993]「国際社会の共通利益概念について——試論」大谷良雄編著『共通

- 利益概念と国際法』国際書院。
- P. Dicken [1998] *Global Shift* (邦訳: ピーター・ディッケン, 宮町良広監訳 [2001]『グローバル・シフト (上) (下)』古今書院)。
- P. R. Kregman [1998] *The Accidental Theorist: and Other Dispatches from the Dismal Science* (邦訳: ポール・クルーゲマン, 三上義一訳 [1999]『グローバル経済を動かす愚かな人々』早川書房)。
- R. A. Falk, S. S. Kim, S. H. Mendloviz (eds.), [1981] *Toward a Just World Order*.
- R. A. Falk [1995] *On Human Governance:Toward a Order Global Politics, The World Order Models Project Report of the Global Civilization Institute*.
- R. ボアイエ, 山田銳夫共同編集 [1997]『国際レジームの再編』藤原書店。
- R. G. Gilpin [1987] *The Political Economy of International Relations* (邦訳: ロバート・ギルピン, 佐藤誠三郎・竹内透監修・大蔵省世界システム研究会訳 [1990]『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社)。
- R. G. Gilpin [2000] *The Challenge of Global Capitalism: The World Economy in the 21st Century* (邦訳: ロバート・ギルピン, 古城佳子訳 [2001]『グローバル資本主義: 危機か繁栄か』東洋経済新報社)。
- R. N. Cooper [1968] *The Economic of Interdependence*.
- R. N. Cooper [1972] “Economic Interdependence and Foreign Policy in the Seventies”, *WORLD POLITICS*, volume X X I V , No.2-January.
- R. N. Rosecrance [1963] *Action and Reaction in World Politics: International Systems Perspective*.
- R. O. Keohane and S. Nye [1974] “Transgovernmental Relations and International Organizations”, *WORLD POLITICS*, volume X X X V I I , No.1-October.
- R. O. Keohane and S. Nye [1976] *Power and Interdependence*.
- R. O. Keohane [1982] “The demand for international regimes”, S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- R. O. Keohane [1984] *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (邦訳: ロバート・コヘイン, 石黒馨・小林誠訳 [1998]『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房)。
- 蠟山道雄 [1976]「国際政策学の展望——国際公共財をどうとらえるか——」武者小路 公秀・蠟山道雄編『国際学——理論と展望』東京大学出版会。
- 坂井昭夫 [1991]『日米経済摩擦と政策協調』有斐閣。
- 坂井昭夫 [1993]『マクロ政策協調の現段階』京都大学経済研究所, KIER リプリント

- トシリーズ No. 369.
- 坂井昭夫 [1993]『霸権理論とポスト冷戦秩序シナリオをめぐる論壇状況』京都大学経済研究所, KIER, 9306.
- 坂井昭夫 [1995]『ネオ・リアリズム—霸権安定論—国際公共財論—「国際政治経済学」—サーベイの一環として—』京都大学経済研究所, KIER, 9502.
- 坂井昭夫 [1995]『霸権国理論をめぐる論壇状況』『関西大学商学論集』第40巻, 第2号.
- 坂井昭夫 [1995]『ネオ・リアリズムと国際公共財』『関西大学商学論集』第40巻, 第4・5号.
- 坂井昭夫 [1997]『「国際的相互依存論」とは何か?—「国際政治経済学」サーベイの一幕—』京都大学経済研究所, KIER, 9701.
- 坂井昭夫 [1998]『国際政治経済学とは何か』青木書店.
- 坂井昭夫 [1999]『国際公共財としての通貨システム』京都大学経済研究所, Discussion Paper No.9804.
- 坂本義和, 大串和雄編 [1991]『地球民主主義の条件: 下からの民主化をめざして』同文館出版.
- 櫻井公人・小野塚佳光編著 [1998]『グローバル化の政治経済学』晃洋書房.
- 佐藤哲夫 [1993]『国際社会の共通利益と国際機構: 国際共同体の代表機関としての国際連合について』大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院.
- 佐藤哲夫 [1993]『国際組織の創造的展開』勁草書房.
- S. D. Krasner (ed.) [1982] *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- S. D. Krasner [1982] "Regimes and the limits of realism: regimes as autonomous variables", S.D.Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- S. D. Krasner [1982] "Structural causes and regime consequences: regimes as intervening variables", S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- S. D. Krasner (ed.) [1983] *International Regimes*.
- S. D. クラズナー [2001]『グローバリゼーション論批判: 主権概念の再検討』渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス』東京大学出版会.
- 閔下稔・森岡孝二 [1992]『世界秩序とグローバルエコノミー』青木書店.
- 閔下稔・石黒馨・関寛治編 [1998]『現代の国際政治経済学: 学際知の実験』法律文化社.
- S. Haggard & B.A.Simmons [1987] "Theories of International Regimes", *International Organization*, volume 41, number 3.
- 篠原梓 [1993]『国際法定立の新動向と共通利益概念』大谷良雄編著『共通利益概念

と国際法』国際書院。

- 城山英明 [2001] 「国際行政：グローバル・ガバナンスにおける不可欠の要素」 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス』東京大学出版会。
- 総合研究開発機構編 [1994] 『経済のグローバル化と法』三省堂。
- 杉原高嶺 [1975] 「一般利益にもとづく国家の出訴権（一）」国際法学会『国際法外交雑誌』第74巻、第3号。
- 杉原高嶺 [1975] 「一般利益にもとづく国家の出訴権（二・完）」国際法学会『国際法外交雑誌』第74巻、第4号。
- 杉本昭七編著 [1993] 『現代世界経済の転換と融合』同文館出版。
- S. George [1977] *How the Other Half Dies* (邦訳：スーザン・ジョージ、小南佑一郎・谷口真理子訳 [1984] 『なぜ世界の半分は飢えるのか』朝日新聞社)。
- S. George [1988] *A Fate Worse than Debt* (邦訳：スーザン・ジョージ、向壽一訳 [1989] 『債務危機の真実——なぜ第三世界は貧しいのか——』朝日新聞社)。
- S. George [1992] *The Debt Boomerang: How Third World Harms us All* (邦訳：スーザン・ジョージ、佐々木建・毛利良一訳 [1995] 『債務のブーメラン』朝日新聞社)。
- S. George & F. Sabelli [1994] *Faith and Credit: The World Bank Secular Empire* (邦訳：スーザン・ジョージ、毛利良一訳 [1996] 『世界銀行は地球を救えるのか：開発帝国50年の功罪』朝日新聞社)。
- S. George [1999] *The Lugano Report: On Preserving Capitalism in the Twenty-First Century* (邦訳：スーザン・ジョージ、毛利良一監訳 [2000] 『グローバル市場経済生き残り戦略：ルガノ秘密報告』朝日新聞社)。
- S. Strange [1982] "Cave ! hic dragones:a critique of regime analysis", S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- S. Strange [1994] *States and Markets: An Introduction to International Political Economy, 2nd ed.* (邦訳：スーザン・ストレンジ、西川潤・佐藤元彦訳 [1994] 『国際政治経済学入門』東洋経済新報社)。
- 新開陽一 [1992] 「新しい世界システムと国際金融」大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』December.
- 田端茂二郎 [1950] 『世界政府の思想』岩波書店。
- 高柳先男 [1989] 「平和研究のパラダイム」有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治 1 国際政治の理論』東京大学出版会。
- 高林秀雄、小寺初世子、山手治之、松井芳郎 [1990] 『国際法 I』『国際法 II』東信堂。
- 高橋一生編 [1998] 『グローバリゼーションと貧困：第2回FASIDフォーラム報告書』外務省／FASID。
- 高村ゆかり [1993] 「『Sustainable Development』と環境の利益」大谷良雄編著

- 『共通利益概念と国際法』国際書院。
- 柏山堯司 [2001] 「国際法の視点：国連総会決議の法秩序形成機能」 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 田口富久治・鈴木一人編著 [1997] 『グローバリゼーションと国民国家』青木書店。
- 田中利幸 [1991] 「国際法益と国内刑事管轄」 広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房。
- 田村正勝・臼井陽一郎 [1998] 『世界システムの「ゆらぎ」の構造：EU・東アジア・世界経済』早稲田大学出版部。
- 田中明彦 [1989] 「世界システム論」 有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』東京大学出版会。
- 田中明彦 [1989] 『世界システム』東京大学出版会。
- T. Buergerthal [1995] *International Human Rights in a Nutshell* (邦訳：トマス・バーゲンソル, 小寺初世子訳 [1999] 『国際人権法入門』東信堂)。
- The World bank [1995] *Governance and Human Rights—Rev. and Updated—*。
- 富田俊基 [1990] 「国際システムの構造変化と日本——緊張緩和と相互依存——」 大蔵省財政金融研究所『フィナンス』4月号。
- 富田俊基 [1996] 『冷戦後の世界経済システム』東洋経済新報社。
- 鶴田満彦 [2000] 『グローバル化のなかの現代国家』中央大学出版部。
- 土山實男 [2001] 「アナキーアのグローバル・ガヴァナンス：リアリズムとの共有空間」 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 植木俊哉 [1991] 「国際組織による国際公益実現の諸形態」 広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房。
- 浦野起央 [1997] 『国際関係理論史』勁草書房。
- 臼井久和・内田孟男編 [1990] 『新国際学・混沌から秩序へI：地球社会の危機と再生』有信堂高文社。
- 臼井久和・内田孟男編 [1991] 『新国際学・混沌から秩序へII：多元的共生と国際ネットワーク』有信堂高文社。
- 渡辺昭夫・土山實男編 [2001] 『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 渡辺昭夫・土山實男 [2001] 「グローバル・ガヴァナンスの射程」 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 吉田和男 [1989] 「国際公共財試論——パックス=アメリカーナから国際協調時代へ——」 大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』December。
- 吉田和男 [1993] 『システム摩擦——国境をもつ資本主義』日本評論社。
- 山影進 [1981] 「相互依存論のカルテ——研究の系譜と論理のモデル——」 日本国際政治学会編『相互浸透システムと国際理論』日本国際政治学会『季刊国際政治』第67号。

- 山影進 [1989] 「相互依存論——パラダイムのなかの理論群——」有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』東京大学出版会。
- 山本草二 [1966] 『宇宙通信の国際法——国際企業の法形態として——』有信堂高文社。
- 山本草二 [1968] 「国際共同企業と国内管轄権行使の抑制」国際法学会『国際法外交雑誌』第63巻、第6号。
- 山本草二 [1968] 「国際行政法の存立基盤」国際法学会『国際法外交雑誌』第67巻、第5号。
- 山本草二 [1982] 『国際法における危険責任主義』東京大学出版会。
- 山本草二 [1983] 「国際行政法」雄川一郎・塙野宏・園部逸夫編『現代行政法体系1：現代行政法の課題』有斐閣。
- 山本草二 [1985] 『国際法』有斐閣。
- 山本草二 [1987] 「南極資源開発の国際組織化とその限界」大沼保昭編『国際法、国際連合と日本：高野雄一先生古希記念論文集』弘文堂。
- 山内進 [1993] 「グローバリスのアンビバレンス——国家主権と人類の共通利益——」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院。
- 山本吉宣 [1979] 「国際経済をめぐる政治過程——相互依存のパラダイムへ向けての一試論——」鴨武彦・山本吉宣編著 [1979] 『相互依存の国際政治学』有信堂高文社。
- 山本吉宣・薬師寺泰三・山形進編 [1984] 『国際関係理論の新展開』東京大学出版会。
- 山本吉宣著 [1988] 「霸権とレジーム——公共財の視点から」鴨武彦・山本吉宣編著 [1988] 『相互依存の理論と現実』有信堂高文社。
- 山本吉宣 [1989] 『国際的相互依存』東京大学出版会。
- 山本吉宣 [1996] 「国際レジーム論——政府なき統治を求めて」国際法学会『国際法外交雑誌』第95巻、第1号。
- 山本吉宣 [2001] 「安全保障：グローバル・ガヴァナンスの境界領域」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 横田洋三 [2001] 『国際機構の法構造』国際書院。
- 横田喜三郎 [1948] 『世界国家の問題』国友社。
- 吉井淳 [1991] 「技術移転における公益と私益——深海底開発と技術移転、国際公益をめぐる管轄権の構造、国際公益の形成という視点から——」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房。